

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第141期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 日本橋梁株式会社

【英訳名】 Japan Bridge Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松 田 彰

【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満6丁目7番2号
(「本店の所在の場所」では主に営業活動を行っており、他の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 06(6363)3101

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂 下 清 信

【最寄りの連絡場所】 兵庫県加古郡播磨町東新島3番地

【電話番号】 078(941)4027

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂 下 清 信

【縦覧に供する場所】 日本橋梁株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋兜町22番6号 マルカ日甲ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第139期中	第140期中	第141期中	第139期	第140期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	4,906,699	2,573,961	3,876,911	11,378,521	6,527,339
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△1,045,296	△1,366,380	64,863	△1,025,649	△2,666,401
中間純利益又は中間 (当期)純損失(△) (千円)	△1,266,544	△7,313,430	233,733	△1,218,432	△4,545,292
純資産額 (千円)	1,426,317	△6,121,675	1,758,158	1,263,571	1,024,398
総資産額 (千円)	17,746,004	9,448,892	8,913,216	17,848,612	10,510,683
1株当たり純資産額 (円)	16.71	△279.18	△215.42	10.33	△225.36
1株当たり中間純利益又は 中間(当期)純損失 (△) (円)	△49.63	△286.65	11.27	△47.75	△492.31
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	1.51	—	—
自己資本比率 (%)	8.0	△64.8	19.7	7.1	9.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	512,351	369,891	△7,530	△795,159	△2,162,562
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△46,812	118,414	△37,137	554,938	309,673
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△973,205	△466,868	△671,549	30,067	2,246,739
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	660,235	979,185	635,381	957,747	1,351,598
従業員数 (名)	292	222	148	251	163

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産の算定にあたり、第140期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、第139期中間連結会計期間及び第140期中間連結会計期間は、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。第139期及び第140期は、1株当たり当期純損失が計上されており記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第139期中	第140期中	第141期中	第139期	第140期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	4,215,409	2,335,738	3,855,267	10,037,746	6,228,913
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△762,843	△1,369,755	70,011	△628,631	△2,627,016
中間純利益又は中間 (当期)純損失(△) (千円)	△1,253,031	△7,314,670	302,527	△1,200,784	△4,550,577
資本金 (千円)	828,765	828,765	1,000,000	828,765	3,018,765
発行済株式総数 (株)	(普通株式) 25,559,400 (優先株式) 5,000,000	(普通株式) 25,559,400 (優先株式) 5,000,000	(普通株式) 17,389,850 (第一回優先株式) 5,000,000 (第二回優先株式) 12,312,500 (第三回優先株式) 10,000	(普通株式) 25,559,400 (優先株式) 5,000,000	(普通株式) 17,389,850 (第一回優先株式) 5,000,000 (第二回優先株式) 12,312,500
純資産額 (千円)	1,358,778	△6,186,319	1,758,264	1,200,167	955,710
総資産額 (千円)	17,249,181	9,649,849	9,284,846	17,605,108	10,796,822
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.9	△64.1	18.9	6.8	8.9
従業員数 (名)	257	214	148	222	161

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産の算定にあたり、第140期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

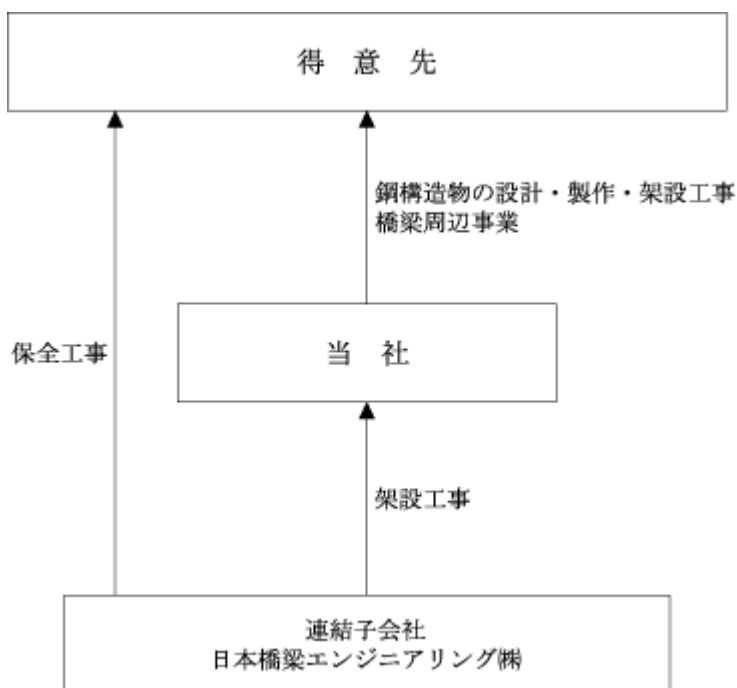
当社グループは、当社と子会社1社から構成されております。

当社は、橋梁および鉄骨等の鋼構造物の設計・製作・架設工事を主な事業内容としております。

子会社の日本橋梁エンジニアリング㈱は、主に橋梁の架設工事と保全工事の施工を行っております。

なお、子会社でありました日橋興業㈱は、平成19年3月末に解散し、同6月26日に清算終了いたしました。また、日本橋梁エンジニアリング㈱につきましても、平成20年3月31日に解散し、同年6月末に清算終了の予定であります。

当社グループについての事業系統図は次のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主に福利厚生サービスを行ってございました日橋興業(株) (連結子会社) は、平成19年3月31日に解散し、平成19年6月26日に清算終了いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
鋼構造物事業	137
その他事業	—
管理部門	11
合計	148

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数については従業員数の10%に満たないため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	148
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数については従業員数の10%に満たないため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社労働組合はJAMに所属し、日本橋梁労働組合と称しております。組合員は会社側利益を代表すると認められるものを除き95名(平成19年9月30日現在)で構成され、会社とは正常かつ円満な労使関係を維持しており、現在特記すべき事項はありません。なお、子会社には労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国の「サブプライムローン問題」に伴う株安と円高という厳しい状況の中にもかかわらず、企業収益の回復に支えられた設備投資や雇用環境の改善が寄与し、緩やかな景気拡大を継続しています。

一方、公共投資関連の市場にその大半を依存しております当橋梁業界におきましては、引き続き公共工事予算削減の影響による国内橋梁発注量は通減傾向にあり、依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、いわゆる橋梁談合事件後の激しい受注競争によって収益の悪化をもたらした低価格入札は、国土交通省の緊急公共工物品質確保対策の実施により一定の歯止めが掛かり、やや明るい兆しが見えてまいりました。

かかる状況において、当社グループは、資本構成を是正し、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、平成19年6月28日に資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金処分を実施し、累積損失を一掃いたしました。また、前述のような事業環境の変化に的確に対応する経営基盤を構築し、更なるコスト削減、生産性の改善や受注力の強化等をはじめとした施策の推進に向けて早期の資本増強を図ることを目的として、同6月29日にフェニックス・キャピタル株式会社が業務執行組合員である民法上の組合「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、優先株式の発行による第三者割当増資を実施いたしました。

このような事業環境の中、当中間連結会計期間の受注高は31億1千8百万円(前年同期比31.3%減)となりました。主な受注工事は、国土交通省中国地方整備局「赤碕第2高架橋」、同関東地方整備局「高谷abランプ橋」、群馬県「高津戸橋」、兵庫県明石市「嘉永橋」等であります。

売上高につきましては、38億7千6百万円(前年同期比50.6%増)、受注残高につきましては、57億4百万円(前年同期比35.7%減)となりました。

損益面では、全社をあげて取組んでおります既存工事のコスト削減活動の効果等により、売上総利益は3億3千1百万円(前年同期は8億6千9百万円の売上総損失)となりました。また、「事業再生計画」に沿った様々な経費圧縮策を実行した結果、営業利益は9千5百万円(前年同期は12億3千9百万円の営業損失)、経常利益は6千4百万円(前年同期は13億6千6百万円の経常損失)となりました。

また、過去勤務債務処理額1億4千6百万円、固定資産売却益3千3百万円の特別利益を計上したことにより、中間純利益は2億3千3百万円(前年同期は73億1千3百万円の中間純損失)となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

〔鋼構造物事業〕

国内橋梁発注量の通減傾向が続く中、受注競争の激化による影響を受け、受注高は31億1千8百万円(前年同期比30.8%減)となりました。また、売上高につきましては、一昨年いわゆる橋梁談合事件による指名停止処分の影響を受けました前年同期に比べますと、やや回復し38億7千6百万円(前年同期比52.6%増)となりました。

〔その他事業〕

当社グループの事業は、現在のところ鋼構造物事業に集中させており、特記すべきものはございません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金および現金同等物（以下、「資金」という。）は、6億3千5百万円となり、前連結会計年度末より7億1千6百万円減少いたしました。主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は7百万円（前中間連結会計期間は3億6千9百万円の増加）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益2億4千2百万円に売上債権の減少額4億7千6百万円、たな卸資産の減少額1億3千9百万円等による資金の増加があったものの、工事損失引当金の減少額4億7千7百万円、仕入債務の減少額2億7千5百万円等の減少が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は3千7百万円（前中間連結会計期間は1億1千8百万円の増加）となりました。これは主に旧社員寮の有形固定資産売却による収入6千6百万円の資金の増加があったものの、工場設備の更新等による有形固定資産の取得による支出1億1百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は6億7千1百万円（前中間連結会計期間は4億6千6百万円の減少）となりました。これは主に季節資金の返済による短期借入金の純減少額11億円等の資金の減少が、新株発行による収入4億9千5百万円の資金の増加を上回ったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鋼構造物事業		
橋梁	3,672,843	+0.5
鉄骨	—	—
小計	3,672,843	+0.5
その他事業	—	—
合計	3,672,843	+0.0

(注) 1 生産高は契約金額に生産進行率を乗じて算出しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
鋼構造物事業				
橋梁	3,118,026	△30.8	5,704,453	△35.7
鉄骨	—	—	—	—
小計	3,118,026	△30.8	5,704,453	△35.7
その他事業	—	—	—	—
合計	3,118,026	△30.8	5,704,453	△35.7

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鋼構造物事業		
橋梁	3,876,911	+52.6
鉄骨	—	—
小計	3,876,911	+52.6
その他事業	—	—
合計	3,876,911	+50.6

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
相手先	販売高(千円)	割合(%)	相手先	販売高(千円)	割合(%)
国土交通省	860,365	33.4	国土交通省	1,434,348	37.1
静岡県	312,696	12.1	東京都	495,397	12.8

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 前中間連結会計期間の東京都及び当中間連結会計期間の静岡県については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループのコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、近年の公共工事予算削減の影響により発注量が減減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いており、前々連結会計年度から2期連続の大幅な経常損失となりました。これに対し、当中間連結会計期間においては、6千4百万円の経常利益を計上いたしました。利益水準は依然として十分とは言えず、当連結会計年度の経常利益は、平成18年10月5日に策定しました「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る見込みとなっております。

当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

しかしながら、当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はございません。

なお、財務基盤の強化として、平成19年6月29日にフェニックス・キャピタル株式会社が業務執行組合員である民法上の組合「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、5億円の優先株式の発行による第三者割当増資を実施いたしました。

4 【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、公共事業のコスト削減及び既設橋梁の維持管理の増大に対応した研究開発活動を行っております。

なお、当社グループの研究開発体制につきましては、当社の技術グループが中心となって実施しており、当中間連結会計期間における研究開発費の金額は、1百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,809,400
第一回優先株式	5,000,000
第二回優先株式	12,312,500
第三回優先株式	10,000
計	156,131,900

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,389,850	17,389,850	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
第一回優先株式	5,000,000	5,000,000	未上場・非登録	(注) 2
第二回優先株式	12,312,500	12,312,500	未上場・非登録	(注) 1, 3
第三回優先株式	10,000	10,000	未上場・非登録	(注) 4
計	34,712,350	34,712,350	—	—

(注) 1 第二回優先株式12,312,500株のうち9,000,000株は現物出資(借入金の株式化2,880,000千円)によって発行されたものであります。

2 第一回優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 優先配当金

①優先配当金の額

当社は、剰余金の配当をするときは、第一回優先株式を有する株主または優先株式の登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金を支払う。

優先株主または優先登録質権者に対し、中間配当を行わない。

②非累積条項

ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主または優先登録質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。優先株主または優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わないものとする。

3. 買受けまたは消却

当社は、いつでも優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。

4. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 新株引受権等

当社は法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わないものとする。

優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えないものとする。

6. 普通株式への転換予約権

優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

7. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日において、優先株式の転換により発行する普通株式数は、優先株式1株の発行価額相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる普通株式数とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るとき、または上限転換価額を上回るときは、優先株式1株の発行価額相当額をそれぞれ下限転換価額、または上限転換価額で除して得られる数とする。

3 第二回優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 配当金

①優先配当金の額

当社は、剰余金の配当（配当財産の種類は問わない。）をするときは、当該配当の基準日の最終株主名簿に記載または記録された第二回優先株式を有する株主（以下、「第二回優先株主」という。）または第二回優先株式の登録株式質権者（以下、「第二回優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）もしくは普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第二回優先株式の払込金額（320円）に対し、下記により事業年度毎に定められる第二回優先株式配当金配当率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2007年3月31日に終了する事業年度にあつては2006年10月1日。いずれにおいても当該日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当（以下、「第二回優先配当金」という。）をする。計算の結果が32円を超えるときは、第二回優先配当金の額は32円とする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日として第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に配当金（次号に定める第二回累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

第二回優先配当金配当率＝日本円TIBOR（6ヶ月物）＋1％

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。日本円TIBOR（6ヶ月物）またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

②累積型

ある事業年度において第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記①の第二回優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に限り累積するものとする（以下、「第二回累積未配当金」という。）。第二回累積未配当金は、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

③非参加型

第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対しては、第二回優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対しては、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第二回優先株式1株につき320円を優先して分配するものとし、これを超える部分については、普通株主または普通登録株式質権者に全額分配される。

3. 株主総会における議決権

第二回優先株主は、株式総会において議決権を有さない。

4. 譲渡制限

第二回優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有する第二回優先株式の全部または一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。但し、本項に基づく第二回優先株主による取得の請求(本項において、以下、「本件請求」という。)がなされた下記①に定める取得請求可能日において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)本件請求に係る第二回優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)の第二回優先株式のみ、本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第二回優先株式以外の本件請求に係る第二回優先株式については、取得請求がなされなかつたものとみなす。なお、複数の本件請求がなされ、同時に到達した場合、各本件請求に係る請求対象普通株式総数の総数が剰余授權株式数を上回る場合には、按分により本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第二回優先株式以外の本件請求に係る第二回優先株式については、取得請求がなされなかつたものとみなす。複数の本件請求がなされ、その到達の先後不明の場合には、同時に到達したものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のA及びBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該取得請求可能日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、(ii)当該取得請求可能日における発行済第一回優先株式の数、(iii)当該取得請求可能日における発行済第二回優先株式の数、(iv)新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

B：(I)当該取得請求可能日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、(ii)新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第二回優先株主が当該取得請求可能日に取得を請求した第二回優先株式の払込金額の総額を当該取得請求可能日における下記②に定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

①取得請求期間

2006年12月28日から2010年6月30日までとする。取得請求期間に属する日を取得請求可能日という。

②取得の条件

当社は、本件請求に係る第二回優先株式を取得したときは、第二回優先株式1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める取得価額に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ)当初取得価額

40円

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、第二回優先株主が当社に対し第二回優先株式の取得を請求した日(以下、「修正日」という。)において、修正日における「時価」が、当該修正日の前日において有効な取得価額を下回る場合は、当該時価に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、「下限取得価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が同取引所に上場されていないときは株式会社大阪証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。なお、取得価額の修正は、第二回優先株式の取得が請求される毎に行われ、当該修正後取得価額は、当該修正日に取得請求がなされていない第二回優先株式については適用しないものとする。

(ハ)取得価額の調整

(a)第二回優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i)普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(iii)において同じ。))の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。))の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x) 普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。))または、(y) 普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。))に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (v) 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、これを適用する。但し、本(v)による取得価額の調整は、当社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員または社外協力者に対するストックオプションとして発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

- (b) 上記(a)に掲げる事由のほか、下記(i)乃至(iv)のいずれかに該当する場合には、当社は第二回優先株主及び第二回優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得または行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権またはその他の証券の全てにつき普通株式が交付された場合を除く。
- (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(二) 取得により交付すべき普通株式数

第二回優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第二回優先株主が取得請求のために提出した第二回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

但し、第二回優先株主が取得請求のために提出した第二回優先株式の払込金額の総額は、第二回優先株式つき、株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(ヘ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係る第二回優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 普通株式を対価とする一斉取得条項

- ①当社は、第5項①に定める取得請求期間中に取得請求のなかった第二回優先株式の全部または一部を、取得請求期間末日の翌日以降の日で、取締役会の決議で定める日(以下、「一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。この場合においては、当社は、当該取得に関する決議をする取締役会開催日(以下、「決議日」という。)における剰余授權株式数(以下に定義される。)の範囲内において、以下の定めにより第二回優先株式に交付する普通株式の総数が最大となるように、取得する第二回優先株式の数を定めるものとする。

当社は、第二回優先株式の取得の対価として、取得する第二回優先株式の払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合における取得価額は、一斉取得日を第5項②(ロ)に定める修正日とみなし、第5項②(ロ)に従って算出する。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

当社は、第二回優先株式の一部を取得するものとするときは、決議日の前日の最終の株主名簿に記載または記録された第二回優先株主の保有株式数に応じ、当社が取得する総数を各第二回優先株主に比例配分する方法により、各第二回優先株主からの取得数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)を定めるものとする。

「剰余授權株式数」については、第5項の定めを準用する。この場合において、「当該取得請求可能日」とあるのは「当該決議日」と読み替える。

- ②当社は、一斉取得日以降も第二回優先株式(当社が保有するものを除く。)が存在する場合には、当該第二回優先株式の全部または一部を、一斉取得日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「追加一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。追加一斉取得日において取得する第二回優先株式の数及び取得の対価につき①を準用する。

7. 現金を対価とする取得請求権

第二回優先株主は、第6項①の一斉取得日の翌日から2012年6月30日までの間、その保有する第二回優先株式の全部または一部について、当社に対してその取得を請求することができるものとし、当社は、第二回優先株主が取得の請求をした第二回優先株式を取得するのと引換えに、第二回優先株式1株につき下記に定める額の金銭を当該第二回優先株主に対して交付するものとする。

第二回優先株式1株につき以下に定める額に、第二回累積未配当金相当額を加算した額とする。

320円(1株当たり払込金額の100%)

8. 優先順位

① 剰余金の配当の額

第一回優先配当金及び第二回優先配当金の支払順位は、第二回優先配当金を第1順位とし、第一回優先配当金を第2順位とする。

② 残余財産の分配の優先順位

第一回優先株式及び第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第1順位とし、第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第2順位とする。

③ 取得請求権の優先順位

第一回優先株式に係る取得請求権の行使及び第二回優先株式に係る取得請求権の行使の双方がなされ、その取得請求受付場所への到達が同時またはその先後が不明の場合は、第二回優先株式に係る取得請求権の行使が先になされたものとみなす。

④ 用語

本項における第一回優先株式、第二回優先株式、第一回優先配当金及び第二回優先配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

4 第三回優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 配当金

① 優先配当金の額

当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三回優先株式を有する株主(以下、「第三回優先株主」という。)又は第三回優先株式の登録株式質権者(以下、「第三回優先株式登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第三回優先株式の払込金額(50,000円)に対し、下記により事業年度毎に定められる第三回優先配当金配当率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成19年6月1日。いずれにおいても当該日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当(以下、「第三回優先配当金」という。)をする。計算の結果が5,000円を超えるときは、第三回優先配当金の額は5,000円とする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に配当金(次号に定める第三回累積未配当金に対する配当金を除く。)を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

第三回優先配当金配当率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+1%

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

② 累積型

ある事業年度において第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記①の第三回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に限り累積するものとする(以下、「第三回累積未配当金」という。)。第三回累積未配当金は、普通株主に対する配当金に先立って支払われるものとするが、第一回優先株主及び第二回優先株主への累積未配当金には劣後する。

③ 非参加型

第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、第三回優先配当金を越えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第三回優先株式1株につき50,000円を優先して分配するものとし、これを越える部分については、普通株主又は普通登録株式質権者に全額分配される。

3. 株主総会における議決権

第三回優先株主は、株式総会において議決権を有さない。

4. 譲渡制限

第三回優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第三回優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有する第三回優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。ただし、本項に基づく第三回優先株主による取得の請求(本項において、以下、「本件請求」という。)がなされた下記①に定める取得請求可能日において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)本件請求に係る第三回優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)の第三回優先株式のみ、本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第三回優先株式以外の本件請求に係る第三回優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。なお、複数の本件請求がなされ、同時に到達した場合、各本件請求に係る請求対象普通株式総数の総数が剰余授權株式数を上回る場合には、按分により本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第三回優先株式以外の本件請求に係る第三回優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。複数の本件請求がなされ、その到達の先後不明の場合は、同時に到達したものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のA及びBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該取得請求可能日における当社の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該取得請求可能日における発行普通株式の数、(ii)当該取得請求可能日における発行済第一回優先株式の数、(iii)当該取得請求可能日における発行済第二回優先株式の数、(iv)当該取得請求可能日における発行済第三回優先株式の数、(v)新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。ただし、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

B：(I)当該取得請求可能日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、(ii)新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。ただし、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第三回優先株主が当該取得請求可能日に取得を請求した第三回優先株式の払込金額の総額を当該取得請求可能日における下記②に定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

①取得請求期間

平成19年6月30日から平成22年6月30日までとする。取得請求期間に属する日を取得請求可能日という。

②取得の条件

当社は、本件請求に係る第三回優先株式を取得したときは、第三回優先株式1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める取得価額に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ)当初取得価額

332円

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、第三回優先株主が当社に対し第三回優先株式の取得を請求した日(以下、「修正日」という。)において、修正日における「時価」が、当該修正日の前日において有効な取得価額を下回る場合は、当該時価に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が同取引所に上場されていないときは株式会社大阪証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。なお、取得価額の修正は、第三回優先株式の取得が請求される毎に行われ、当該修正後取得価額は、当該修正日に取得請求がなされていない第三回優先株式については適用しないものとする。

(ハ) 取得価額の調整

(a) 第三回優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(iii)において同じ。))の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本(iii)による取得価額の調整は、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x) 普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。))又は、(y) 普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下、本(iv)において同じ。))に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(a)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本(iv)による取得価額の調整は、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

(v) 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たり

の価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本(v)による取得価額の調整は、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者に対するストック・オプションとして発行される普通株式には適用されないものとし、また、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社は第三回優先株主及び第三回優先株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。

(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(二) 取得により交付すべき普通株式数

第三回優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第三回優先株主が取得請求のために提出した第三回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

ただし、第三回優先株主が取得請求のために提出した第三回優先株式の払込金額の総額は、第三回優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(ヘ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書および取得請求に係る第三回優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第三回優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 当社は、第5項①に定める取得請求期間中に取得請求のなかった第三回優先株式の全部又は一部を、取得請求期間末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。この場合においては、当社は、当該取得に関する決議をする取締役会開催日(以下、「決議日」という。)における剰余授權株式数(以下に定義される。)の範囲内において、以下の定めにより第三回優先株主に交付する普通株式の総数が最大となるように、取得する第三回優先株式の数を定めるものとする。

当社は、第三回優先株式の取得の対価として、取得する第三回優先株式の払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合における取得価額は、一斉取得日を第5項②(ロ)に定める修正日とみなし、第5項②(ロ)に従って算出する。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

当社は、第三回優先株式の一部を取得するものとするときは、決議日の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三回優先株主の保有株式数に応じ、当社が取得する総数を各第三回優先株主に比例配分する方法により、各第三回優先株主からの取得数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)を

定めるものとする。

「剰余授權株式数」については、第5項の定めを準用する。この場合において、「当該取得請求可能日」とあるのは「当該決議日」と読み替える。

②当社は、一斉取得日以降も第三回優先株式(当社が保有するものを除く。)が存在する場合には、当該第三回優先株式の全部又は一部を、一斉取得日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「追加一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。追加一斉取得日において取得する第三回優先株式の数及び取得の対価につき、①を準用する。

7. 現金を対価とする取得請求権

第三回優先株主は、第6項①の一斉取得日の翌日から平成24年6月30日までの間、その保有する第三回優先株式の全部又は一部について、当社に対してその取得を請求することができるものとし、当社は、第三回優先株主が取得の請求をした第三回優先株式を取得するのと引換えに、第三回優先株式1株につき下記に定める額の金銭を当該第三回優先株主に対して交付するものとする。

第三回優先株式1株につき以下に定める額に、第三回累積未配当金相当額を加算した額とする。

50,000円(1株当たり払込金額の100%)

8. 優先順位

①剰余金の配当の額

第一回優先配当金、第二回優先配当金および第三回優先配当金の支払順位は、第二回優先配当金を第1順位、第一回優先配当金を第2順位とし、第三回優先配当金を第3順位とする。

②残余財産の分配の優先順位

第一回優先株式、第二回優先株式および第三回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第1順位、第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第2順位とし、第三回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第3順位とする。

③取得請求権の優先順位

第一回優先株式に係る取得請求権の行使、第二回優先株式に係る取得請求権の行使及び第三回優先株式に係る取得請求権の行使の各々がなされ、その取得請求受付場所への到達が同時又はその先後が不明な場合は、上記①記載の順位と同様に、かかる取得請求権の行使がなされたものとみなす。

④用語

本項における第一回優先株式、第二回優先株式および第三回優先株式、第一回優先配当金、第二回優先配当金および第三回優先配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

(2) 【新株予約権等の状況】

ストックオプションとして発行する新株予約権につきましては、付与がなされておりませんので記載を省略いたします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年6月28日 (注)1	—	34,702,350	△2,268,765	750,000	△2,568,233	203,957
平成19年6月29日 (注)2	10,000	34,712,350	250,000	1,000,000	250,000	453,957

(注) 1 平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会の決議に基づく欠損填補のための資本金および資本準備金の額の減少によるものであります。

2 第三回優先株式の第三者割当(発行価格50,000円、資本組入額25,000円)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャパン・リカバリー・ ファンドⅢ 業務執行組合員 フェニックス・キャピタル 株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2-1	11,000	63.46
双日株式会社	東京都港区赤坂6丁目1-20	730	4.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	296	1.71
関西ペイント株式会社	大阪市中央区伏見町4丁目3-6	127	0.73
株式会社ミック	名古屋市南区元塩町3丁目18	103	0.59
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	102	0.58
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-3	100	0.57
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町1丁目3-8	63	0.36
北神鉄工株式会社	神戸市北区道場町塩田1988-3	62	0.35
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	54	0.31
計	—	12,638	72.92

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有している上記の所有株式数は全て信託業務に係る株式でありませ

② 第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	5,000	100.00
計	—	5,000	100.00

③ 第二回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャパン・リカバリー・ ファンドⅢ 業務執行組合員 フェニックス・キャピタル 株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2-1	12,312	100.00
計	—	12,312	100.00

④ 第三回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャパン・リカバリー・ ファンドⅢ 業務執行組合員 フェニックス・キャピタル 株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2-1	10	100.00
計	—	10	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 5,000,000 第二回優先株式 12,312,500 第三回優先株式 10,000	—	1「株式等の状況」の (1)「株式の総数等」の ②「発行済株式」の注記 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,450	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,354,300	347,086	—
単元未満株式	普通株式 20,100	—	1単元(50株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 17,389,850 第一回優先株式 5,000,000 第二回優先株式 12,312,500 第三回優先株式 10,000	—	—
総株主の議決権	—	347,086	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が20,750株(議決権415個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本橋梁株式会社	大阪市北区西天満6丁目 7番2号	15,450	—	15,450	0.09
計	—	15,450	—	15,450	0.09

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	432	397	377	360	345	338
最低(円)	265	300	325	290	273	273

(注) 株価はいずれも東京証券取引所 市場第一部におけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	(※2)	979,185		635,381		1,351,598	
2 受取手形及び売掛金		2,552,626		2,987,742		3,577,891	
3 たな卸資産		529,238		343,405		483,224	
4 その他		338,062		79,618		262,618	
5 貸倒引当金		△2,170		△450		△450	
流動資産合計		4,396,943	46.5	4,045,697	45.4	5,674,883	54.0
II 固定資産							
1 有形固定資産	(※1) (※2)						
(1) 建物及び構築物		1,264,793		1,141,434		1,162,994	
(2) 機械装置 及び運搬具		611,500		624,123		597,467	
(3) 土地		2,158,000		2,114,532		2,148,032	
(4) その他		41,835		34,362		34,121	
有形固定資産合計		4,076,129		3,914,452		3,942,614	
2 無形固定資産		3,565		3,190		3,536	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	(※2)	178,942		173,744		173,384	
(2) 投資不動産	(※1) (※2)	347,598		334,419		341,009	
(3) その他		535,263		498,833		448,365	
(4) 貸倒引当金		△89,551		△57,121		△73,111	
投資その他の 資産合計		972,254		949,876		889,648	
固定資産合計		5,051,949	53.5	4,867,519	54.6	4,835,799	46.0
資産合計		9,448,892	100.0	8,913,216	100.0	10,510,683	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	支払手形及び買掛金	(※2) 1,364,547		1,498,460		1,774,422	
2	短期借入金	(※2) 2,915,000		494,900		1,594,900	
3	一年内返済の 長期借入金	(※2) 7,651,817		2,834,510		2,510,062	
4	未払金	(※2) 1,200,185		700,657		856,366	
5	未払法人税等	17,984		18,032		28,952	
6	賞与引当金	72,839		26,400		52,578	
7	工事損失引当金	333,247		199,372		677,145	
8	前受金	722,780		345,006		458,672	
9	その他	178,284		32,113		45,137	
	流動負債合計		14,456,686 153.0		6,149,453 69.0		7,998,237 76.1
II 固定負債							
1	長期借入金	(※2) 649,216		712,773		1,104,094	
2	長期設備未払金	17,169		2,579		3,252	
3	繰延税金負債	6,049		5,336		5,191	
4	リース資産減損勘定	28,301		14,726		19,895	
5	退職給付引当金	413,144		270,188		355,613	
	固定負債合計		1,113,881 11.8		1,005,604 11.3		1,488,047 14.2
	負債合計		15,570,568 164.8		7,155,058 80.3		9,486,285 90.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
1	資本金	828,765	8.8	1,000,000	11.2	3,018,765	28.7
2	資本剰余金	2,471,576	26.2	453,957	5.1	4,661,576	44.4
3	利益剰余金	△9,425,833	△99.8	302,421	3.4	△6,657,695	△63.3
4	自己株式	△5,108	△0.1	△6,093	△0.1	△5,905	△0.1
	株主資本合計		△6,130,599 △64.9		1,750,285 19.6		1,016,740 9.7
II 評価・換算差額等							
	その他有価証券 評価差額金	8,924	0.1	7,872	0.1	7,658	0.0
	評価・換算差額等 合計	8,924	0.1	7,872	0.1	7,658	0.0
	純資産合計		△6,121,675 △64.8		1,758,158 19.7		1,024,398 9.7
	負債純資産合計		9,448,892 100.0		8,913,216 100.0		10,510,683 100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			2,573,961	100.0		3,876,911	100.0		6,527,339	100.0
II 売上原価			3,443,367	133.8		3,545,502	91.5		8,258,922	126.5
売上総利益又は 売上総損失(△)			△869,405	△33.8		331,409	8.5		△1,731,582	△26.5
III 販売費及び一般管理費										
1 役員報酬			25,974			14,972			45,096	
2 従業員給料手当			129,873			71,540			249,700	
3 賞与引当金繰入額			15,505			5,200			9,952	
4 退職給付費用			15,817			4,811			18,178	
5 法定福利費			19,789			12,360			35,632	
6 福利厚生費			12,449			8,618			24,534	
7 減価償却費			4,084			1,097			4,929	
8 不動産賃借料			30,832			20,215			59,380	
9 修繕費			2,920			2,545			7,260	
10 租税公課			12,112			9,938			22,609	
11 旅費交通費			20,543			16,325			43,301	
12 通信費			5,446			3,335			10,163	
13 事務用品費			4,593			2,727			7,749	
14 交際費			4,042			2,058			7,462	
15 広告宣伝費			19			18			123	
16 会議費・諸会費			9,123			6,487			14,982	
17 貸倒引当金繰入額			480			—			480	
18 雑費			56,037			53,235			111,822	
営業利益又は 営業損失(△)			369,645	14.4		235,489	6.0		673,358	10.3
			△1,239,051	△48.2		95,919	2.5		△2,404,940	△36.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
IV 営業外収益										
1 受取利息		297			42		448			
2 受取配当金		2,388			804		11,335			
3 賃貸収入		26,436			25,851		52,854			
4 雑収入		19,561	48,682	1.9	20,815	47,513	23,153	87,792	1.3	
V 営業外費用										
1 支払利息		162,946			64,509		276,746			
2 賃貸原価		10,133			7,026		17,628			
3 株式交付費		—			4,488		47,317			
4 雑支出		2,931	176,011	6.8	2,545	78,569	7,561	349,253	5.3	
経常利益又は 経常損失(△)			△1,366,380	△53.1		64,863		△2,666,401	△40.8	
VI 特別利益										
1 債務免除益		—			—		4,388,700			
2 固定資産売却益	(※1)	—			33,476		5,520			
3 投資有価証券売却益		58,716			—		64,310			
4 会員権売却益		11,486			—		11,486			
5 支払補償金戻入益		8,048			—		8,048			
6 貸倒引当金戻入益		3,683			6		17,683			
7 過去勤務債務処理額		—			146,325		—			
8 その他		—	81,933	3.2	34	179,843	914	4,496,663	68.9	
VII 特別損失										
1 減損損失	(※2)	5,212,907			—		5,300,139			
2 固定資産処分損	(※3)	18,704			1,661		22,113			
3 独占禁止法違反に係る損失		581,004			392		537,329			
4 事業再生費用		203,600			—		216,171			
5 会員権売却損		5,095			—		5,095			
6 退職給付費用		—	6,021,312	233.9	—	2,054	274,477	6,355,326	97.4	
税金等調整前中間純 利益又は税金等調整 前中間(当期)純損失 (△)			△7,305,759	△283.8		242,652		△4,525,065	△69.3	
法人税、住民税 及び事業税		7,635			8,918		19,811			
法人税等調整額		35	7,671	0.3	—	8,918	416	20,227	0.3	
中間純利益又は中間 (当期)純損失(△)			△7,313,430	△284.1		233,733		△4,545,292	△69.6	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	828,765	2,471,576	1,235,780	△4,314	4,531,808
中間連結会計期間中の変動額					
中間純損失			△7,313,430		△7,313,430
自己株式の取得				△793	△793
土地再評価差額金取崩			△3,348,184		△3,348,184
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	△10,661,614	△793	△10,662,408
平成18年9月30日残高(千円)	828,765	2,471,576	△9,425,833	△5,108	△6,130,599

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	79,947	△3,348,184	△3,268,237	1,263,571
中間連結会計期間中の変動額				
中間純損失			—	△7,313,430
自己株式の取得			—	△793
土地再評価差額金取崩		3,348,184	3,348,184	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△71,022	—	△71,022	△71,022
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△71,022	3,348,184	3,277,161	△7,385,246
平成18年9月30日残高(千円)	8,924	—	8,924	△6,121,675

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	3,018,765	4,661,576	△6,657,695	△5,905	1,016,740
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	250,000	250,000			500,000
中間純利益			233,733		233,733
自己株式の取得				△187	△187
欠損填補による資本剰余金取崩		△6,726,384	6,726,384		—
減資	△2,268,765	2,268,765			—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△2,018,765	△4,207,618	6,960,117	△187	733,545
平成19年9月30日残高(千円)	1,000,000	453,957	302,421	△6,093	1,750,285

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(千円)	7,658	7,658	1,024,398
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行		—	500,000
中間純利益		—	233,733
自己株式の取得		—	△187
欠損填補による資本剰余金取崩		—	—
減資		—	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	214	214	214
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	214	214	733,760
平成19年9月30日残高(千円)	7,872	7,872	1,758,158

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	828,765	2,471,576	1,235,780	△4,314	4,531,808
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,190,000	2,190,000			4,380,000
当期純損失			△ 4,545,292		△ 4,545,292
自己株式の取得				△ 1,591	△ 1,591
土地再評価差額金取崩			△ 3,348,184		△ 3,348,184
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計(千円)	2,190,000	2,190,000	△ 7,893,476	△ 1,591	△ 3,515,068
平成19年3月31日残高(千円)	3,018,765	4,661,576	△ 6,657,695	△ 5,905	1,016,740

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	79,947	△3,348,184	△3,268,237	1,263,571
連結会計年度中の変動額				
新株の発行			—	4,380,000
当期純損失			—	△ 4,545,292
自己株式の取得			—	△ 1,591
土地再評価差額金取崩		3,348,184	3,348,184	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 72,288	—	△ 72,288	△ 72,288
連結会計年度中の変動額合計(千円)	△ 72,288	3,348,184	3,275,895	△ 239,173
平成19年3月31日残高(千円)	7,658	—	7,658	1,024,398

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間純利益 又は税金等調整前中間 (当期) 純損失(△)		△7,305,759	242,652	△4,525,065
2 減価償却費		163,075	53,762	218,171
3 債務免除益		—	—	△4,388,700
4 減損損失		5,212,907	—	5,300,139
5 貸倒引当金の減少額		△1,283	△6	△17,203
6 賞与引当金の減少額		△10,462	△26,178	△30,723
7 退職給付引当金の減少額		△1,969	△153,113	△41,971
8 工事損失引当金の増減額		295,328	△477,772	639,226
9 受取利息及び受取配当金		△2,685	△846	△11,784
10 支払利息		162,946	64,509	276,746
11 株式交付費		—	4,488	47,317
12 固定資産処分損		18,704	1,661	22,113
13 固定資産売却益		—	△33,476	△5,520
14 投資有価証券売却益		△58,716	—	△64,310
15 会員権売却損益		△6,390	—	△6,390
16 売上債権の減少額		2,631,607	476,482	1,342,235
17 たな卸資産の増減額		△295,696	139,819	△249,683
18 仕入債務の増減額		△321,726	△275,961	88,147
19 未収消費税等の増減額		—	174,116	△176,184
20 未払消費税等の増減額		△129,811	15,248	△47,592
21 その他流動資産の減少額		6,872	11,458	14,461
22 その他流動負債の増減額		347,377	△132,865	△67,618
23 その他		△201,345	△6,098	△209,505
小計		502,974	77,880	△1,893,693
24 利息及び配当金の受取額		2,501	846	11,510
25 利息の支払額		△114,658	△67,348	△257,979
26 法人税等の支払額		△20,925	△18,909	△22,400
営業活動による キャッシュ・フロー		369,891	△7,530	△2,162,562

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得 による支出		△60,054	△101,999	△99,088
2 有形固定資産の売却 による収入		121,667	66,976	130,551
3 無形固定資産の売却 による収入		429	—	—
4 投資有価証券の売却 による収入		4,329	—	157,745
5 会員権売却による収入		41,900	—	41,900
6 貸付けによる支出		—	△10,044	—
7 貸付金の回収による収入		640	—	15,242
8 その他		9,502	7,929	63,321
投資活動による キャッシュ・フロー		118,414	△37,137	309,673
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額		△20,000	△1,100,000	1,465,000
2 長期借入金の返済による 支出		△446,075	△66,873	△669,351
3 新株の発行による収入		—	495,511	1,452,682
4 その他		△793	△187	△1,591
財務活動による キャッシュ・フロー		△466,868	△671,549	2,246,739
IV 現金及び現金同等物の 増減額		21,437	△716,217	393,850
V 現金及び現金同等物の 期首残高		957,747	1,351,598	957,747
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		979,185	635,381	1,351,598

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社グループのコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、公共事業の削減及び先の独占禁止法違反事件後の受注競争激化に伴う落札率の下落等の影響を受け業績の見通しは、厳しい状況が続いております。</p> <p>かかる経営環境の下、前連結会計年度に10億2千5百万円の経常損失を計上し、当中間連結会計期間においても、13億6千6百万円の経常損失となったことに加え、減損損失52億1千2百万円、独占禁止法違反に係る損失5億8千1百万円および事業再生費用2億3百万円等を特別損失として計上したため、当中間連結会計期間の中間純損失は73億1千3百万円となり、その結果61億2千1百万円の債務超過となりました。</p> <p>当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>なお、当社グループは当該状況を解消し、今後の事業継続に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」を策定し推進しております。</p> <p>事業再生に向けて、人員削減等を含む経営合理化に最大限の自助努力を払いつつ、取引金融機関に対しては「私的整理に関するガイドライン」に基づく私的整理手続の中で、債務免除を柱とする金融支援をお願いすることといたしました。「事業再生計画」の骨子は以下のとおりであります。</p> <p>① 計画期間 計画期間は、平成19年3月期から平成22年3月期までとします。</p> <p>② 基本方針</p> <p>1) コスト競争力の強化 コスト競争力強化のため、必要な人員・体制を維持しつつ人員削減を進めること等により大幅な固定費削減を図ります。また、仕入・外注方法の見直しによる変動費の削減、製造過程の見直し等による生産性の改善を図ります。加えて、本業に必要な資産を除き処分可能な資産は処分すること等により、減価償却費を圧縮いたします。</p>	<p>当社グループのコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、近年の公共工事予算削減の影響により国内橋梁発注量が遞減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いており、前々連結会計年度から2期連続の大幅な経常損失となりました。これに対し、当中間連結会計期間においては、6千4百万円の経常利益を計上いたしましたが、利益水準は依然として十分とは言えず、当連結会計年度の経常利益は、平成18年10月5日に策定しました「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る見込みとなっております。</p> <p>当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>かかる状況において、当社グループは今後の事業継続に向け、当該「事業再生計画」に基づき、金融支援等により財務体質の抜本的な改善を図るとともに、資本構成を是正し今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、平成19年6月28日に資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分を実施し、累積損失を一掃いたしました。さらに、前述のような事業環境の変化に的確に対応できる経営基盤を構築し、生産性改善や受注力強化等の諸施策の推進に向けた早期の資本増強を図ることを目的として、同年6月29日にフェニックス・キャピタル株式会社が業務執行組合員である民法上の組合「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、5億円の優先株式の発行による第三者割当増資を実施しました。</p> <p>現在、当社は強固な収益体質の確立に向け、当該「事業再生計画」を鋭意実行中で、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら、前連結会計年度に策定した事業計画を着実に推進するとともに、役員報酬の削減等のコスト削減をさらに進めており、当連結会計年度の経常利益は平成19年5月18日に公表しました業績予想の通り黒字転換できる見込みであります。</p>	<p>当社グループのコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、近年の公共工事予算削減の影響により国内橋梁発注量が遞減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いております。かかる状況において、当社グループは、強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るためには有利子負債を削減することが不可避であると判断し、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づき、金融支援を含む「事業再生計画」を策定し、同10月5日に全対象債権者から「事業再生計画同意書」のご提出を頂きました。また、同12月27日には、「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、第三者割当による普通株式および優先株式の発行を完了しました。この結果として、当社グループはいわゆる債務超過の状態から脱し、現在はグループ一丸となって「事業再生計画」を推進しております。しかしながら、当連結会計年度におきましては26億6千6百万円の経常損失となり、「事業再生計画」における収益計画を大幅に下回る結果となりました。</p> <p>当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消するため、財務基盤の強化に向けて、新たに優先株の発行によって資本増強を図るとともに、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら、役員報酬の削減等のコスト削減や収益管理体制の強化、並びに下記施策を講じることで事業計画の履行を目指す所存であります。また、国土交通省から18年12月8日に発表された「緊急公共工物品質確保対策について」によって受注環境の変化が予想されますが、こうした環境変化にも的確に対応し、受注競争を勝ち抜くための社内体制の構築にも着手しております。今後、当社グループは、これら諸施策の実行により収益力を強化することで早期の黒字転換を確実にする所存であります。</p> <p>なお、資本増強につきましては、（重要な後発事象）に記載いたします。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2) マーケットの絞込み 橋梁談合事件以後の入札では大幅な低価格入札が多発しており、工事採算の確保が厳しい状況となっております。特に大型工事に関してはその傾向が顕著であり、より高採算となる中小型工事の受注を積極的に進めて参ります。</p> <p>3) 受注力の強化 既に発足しております部門をまたがった応札価格検討チーム（フラワー委員会）の機能を強化し、従来以上に迅速かつ正確な応札価格の算定を行い、落札確度の向上を図ります。</p> <p>③ 組織変更、体制整備</p> <p>1) 合理化のための組織変更・グループ会社処理 営業・管理・生産・施工まで含めた全社的業務見直しを図ります。具体的には、営業・管理部門の統合、さらに、技術部門・施工部門の統合を行います。また、連結子会社の日本橋梁エンジニアリング株式会社、日橋興業株式会社につきましては、清算も視野に入れた施策を検討し、余剰コストの削減を図ります。</p> <p>2) 中小型工事取り込みによる案件増加への対応 営業・管理部門の統合等により、入札増加に対応できる体制を構築します。また技術部門・施工部門の統合により、人的資源の機動性を確保し、工事（現場）件数増加に対応できる体制を構築します。</p> <p>3) コンプライアンス体制確立 公正取引委員会の勧告応諾に基づき、公正取引委員会の監督下で再発防止に取り組んでおります。また、独自に外部弁護士に委託し、再発防止策の整備・実行状況についてチェックする体制を導入しております。</p> <p>④ 財務体質の健全化および債務免除等の要請</p> <p>1) 「私的整理に関するガイドライン」に基づき、全対象債権者に対して43億8千8百万円の債務免除を要請いたします。</p>	<p>従いまして、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>したとおり、平成19年6月28日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、①資本金及び資本準備金の減少について、②第三者割当による優先株式の発行について決議いたしました。</p> <p>従いまして、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2) また、当社はスポンサーとなるフェニックス・キャピタル株式会社に対し増資引受（現金払込による増資15億円とデット・エクイティ・スワップ（以下、DESという。）による増資28億8千万円）を依頼し、資本増強を行う予定です。なお、DESに関しましては、主力取引銀行を中心にDES相当額の債権をフェニックス・キャピタル株式会社に譲渡し、フェニックス・キャピタル株式会社がDESを実施することを予定しております。</p> <p>3) 上記の債務免除並びに増資引受により、当社は平成19年3月期において債務超過を解消する予定です。</p> <p>なお、重要な後発事象に記載のとおり、平成18年10月5日開催の第2回債権者会議において、全対象債権者から「事業再生計画」に基づく「事業再生計画同意書」の提出をいただき、債務免除要請額43億8千8百万円、DESのためのフェニックス・キャピタル株式会社への債権譲渡要請額28億8千万円および借入金の弁済期間変更額37億4千8百万円の金融支援について合意が得られました。</p> <p>併せ、平成18年9月27日付でフェニックス・キャピタル株式会社との間で締結された「株式引受契約」による増資（現金払込による増資15億円とDESによる増資28億8千万円）により資本増強を図り財務体質を強化する所存です。</p> <p>なお、当該増資について、平成18年11月22日開催の臨時株主総会にて承認可決されました。</p> <p>従いまして、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>		

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>子会社は、全て連結されております。 連結子会社の数 2社 主要な連結子会社の名前 日本橋梁エンジニアリング(株) 日橋興業(株)</p>	<p>子会社は、全て連結されております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名前 日本橋梁エンジニアリング(株) 前連結会計年度において連結子会社でありました日橋興業(株)は、平成19年6月26日に清算結了いたしましたので、清算結了までの損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書のみを連結しております。</p>	<p>子会社は、全て連結されております。 連結子会社の数 2社 連結子会社の名前 日本橋梁エンジニアリング(株) 日橋興業(株)</p>
2 連結子会社の中間決算日(事業年度)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p>
3 会計処理基準に関する事項			
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)</p>
	<p>② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法</p>	<p>② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 同左</p>	<p>② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 同左</p>
	<p>③ たな卸資産 材料 月別移動平均法による原価法 仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>③ たな卸資産 材料 同左 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>③ たな卸資産 材料 同左 仕掛品 同左 貯蔵品 同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>① 有形固定資産 同左</p>	<p>① 有形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>③ 投資不動産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 投資不動産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 投資不動産 同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>—————</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 前連結会計年度の下期より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これにより、経常損失、税金等調整前当期純損失が31,545千円増加しております。 なお、前連結会計年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は当連結会計年度より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>③ 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当中間連結会計期間末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 連結財務諸表提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異につきましては15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務につきましてはその発生時に一括損益処理しております。 数理計算上の差異につきましては各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。</p>	<p>③ 工事損失引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>	<p>③ 工事損失引当金 受注工事に係る損失にそなえるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 連結財務諸表提出会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異につきましては15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務につきましてはその発生時に一括損益処理しております。 数理計算上の差異につきましては各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。</p>
	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 当グループでは、借入れによる資金調達については、社内ルールに基づき金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>① 売上高の計上基準 原則として、検収引渡基準又は工事完成基準を採用しておりますが、工期1年以上、契約金額1億円以上の橋梁については工事進行基準を採用しております。</p> <p>② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>① 売上高の計上基準 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>① 売上高の計上基準 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>
4 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を計上しております。	同左	同左

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は△6,121,675千円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>——</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,024,398千円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,244,465千円 投資不動産 245,855千円</p>	<p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,102,907千円 投資不動産 259,034千円</p>	<p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,241,981千円 投資不動産</p> <p>建物 16,020千円 構築物 37,452千円 機械装置 198,972千円</p>
<p>※2 担保に供している資産</p> <p>下記の資産を短期借入金2,915,000千円、長期借入金8,101,375千円(一年内返済の長期借入金7,612,375千円を含む)及び仕入債務802,829千円に対する担保に供しております。</p> <p>(工場財団)</p> <p>建物及び構築物 676,741千円 機械装置及び運搬具 489,365千円 土地 1,290,276千円 計 2,456,383千円</p> <p>(その他)</p> <p>建物及び構築物 406,573千円 土地 867,723千円 投資不動産 193,637千円 投資有価証券 99,189千円</p>	<p>※2 担保に供している資産</p> <p>下記の資産を短期借入金494,900千円、長期借入金3,387,067千円(一年内返済の長期借入金2,795,567千円を含む)及び仕入債務798,810千円に対する担保に供しております。</p> <p>(工場財団)</p> <p>建物及び構築物 653,404千円 機械装置及び運搬具 392,005千円 土地 1,290,276千円 計 2,335,686千円</p> <p>(その他)</p> <p>建物及び構築物 326,525千円 土地 824,255千円 投資不動産 192,667千円 投資有価証券 58,140千円</p>	<p>※2 担保に供している資産</p> <p>下記の資産を短期借入金1,594,900千円、長期借入金3,453,941千円(一年内返済の長期借入金2,471,119千円を含む)及び仕入債務887,460千円に対する担保に供しております。</p> <p>(工場財団)</p> <p>建物及び構築物 666,196千円 機械装置及び運搬具 353,362千円 土地 1,290,276千円 計 2,309,835千円</p> <p>(その他)</p> <p>建物及び構築物 332,633千円 土地 857,755千円 投資不動産 193,152千円 投資有価証券 57,780千円 現金及び預金 1,005千円</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																					
<p>※1</p>	<p>※1 有形固定資産売却益の内容はつぎのとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="582 340 895 459"> <tr> <td>土地</td> <td>21,800千円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>11,676千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,476千円</td> </tr> </table>	土地	21,800千円	建物及び構築物	11,676千円	計	33,476千円	<p>※1</p>															
土地	21,800千円																						
建物及び構築物	11,676千円																						
計	33,476千円																						
<p>※2 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p>	<p>※2</p>	<p>※2 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p>																					
<table border="1" data-bbox="92 564 486 846"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物事業用資産</td> <td>建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等</td> <td>兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他</td> </tr> <tr> <td>投資不動産</td> <td>投資不動産</td> <td>千葉県袖ヶ浦市</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	鋼構造物事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他	投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市		<table border="1" data-bbox="933 564 1326 846"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物事業用資産</td> <td>建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等</td> <td>兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他</td> </tr> <tr> <td>投資不動産</td> <td>投資不動産</td> <td>千葉県袖ヶ浦市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>建物及び構築物、土地等</td> <td>兵庫県加古郡稲美町</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	鋼構造物事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他	投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市	遊休資産	建物及び構築物、土地等	兵庫県加古郡稲美町
用途	種類	場所																					
鋼構造物事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他																					
投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市																					
用途	種類	場所																					
鋼構造物事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町、兵庫県西脇市他																					
投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市																					
遊休資産	建物及び構築物、土地等	兵庫県加古郡稲美町																					
<p>当社グループは、鋼構造物事業の用に供している資産および投資不動産にグループ化して減損の検討を行っております。その結果、鋼構造物事業用資産については、橋梁談合事件により、業界内の受注競争が一気に激化し、落札率はかつてない水準に落ち込んでおり、かかる事業環境下における業績の見通しは非常に厳しい状況となりました。また、投資不動産については、予定しておりました賃貸収入が一部物件の売却方針により減額が見込まれました。このため係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,212,907千円として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物1,584,833千円、機械装置及び運搬具622,845千円、土地2,710,899千円、その他20,241千円、リース資産30,188千円、無形固定資産3,915千円、投資不動産239,982千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定しております。</p>		<p>当社グループは、鋼構造物事業の用に供している資産、投資不動産及び遊休資産にグループ化して減損の検討を行っております。その結果、鋼構造物事業用資産については、橋梁談合事件により、業界内の受注競争が一気に激化し、落札率はかつてない水準に落ち込んでおり、かかる事業環境下における業績の見通しは非常に厳しい状況となりました。また、投資不動産については、予定しておりました賃貸収入が一部物件の売却方針により減額が見込まれました。さらに、遊休資産については、今後の活用の予定がないと見込まれました。このため係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,300,139千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,662,067千円、機械装置及び運搬具622,845千円、土地2,720,868千円、その他20,270千円、リース資産30,188千円、無形固定資産3,915千円、投資不動産239,982千円であります。</p> <p>なお、鋼構造物事業用資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定しております。投資不動産及び遊休資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定士の評価額によっております。</p>																					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 茨城工場売却に伴う原状復 12,398千円 帰費用 電話加入権 5,278千円 その他 1,028千円 計 18,704千円	※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 機械装置 655千円 及び運搬具 建物及び 688千円 構築物 電話加入権 317千円 計 1,661千円	※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。 土地 12,398千円 無形固定資産 5,278千円 その他 4,436千円 計 22,113千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	25,559,400	—	—	25,559,400
優先株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000
合計(株)	30,559,400	—	—	30,559,400

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	44,010	6,214	—	50,224

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,214株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	17,389,850	—	—	17,389,850
第一回優先株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000
第二回優先株式(株)	12,312,500	—	—	12,312,500
第三回優先株式(株)	—	10,000	—	10,000
合計(株)	34,702,350	10,000	—	34,712,350

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による優先株式の増加 10,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	14,904	554	—	15,458

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 554株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	25,559,400	11,000,000	19,169,550	17,389,850
第一回優先株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000
第二回優先株式(株)	—	12,312,500	—	12,312,500
合計(株)	30,559,400	23,312,500	19,169,550	34,702,350

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による普通株式の増加 11,000,000株
第三者割当増資による優先株式の増加 12,312,500株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式併合に伴う減少 19,169,550株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,010	13,830	42,936	14,904

(変動事由の概要)

増加の内訳は、単元未満株式の買取りによるものであります。

減少の内訳は、株式併合によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 979,185千円 預入期間が3か月を超える定期預金 一千円	現金及び預金勘定 635,381千円 預入期間が3か月を超える定期預金 一千円	現金及び預金勘定 1,351,598千円 預入期間が3か月を超える定期預金 一千円
現金及び現金同等物 979,185千円	現金及び現金同等物 635,381千円	現金及び現金同等物 1,351,598千円

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記																																																												
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,402</td> <td>708</td> <td>1,365</td> <td>1,243</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td>31,006</td> <td>26,860</td> <td>3,097</td> <td>855</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,420</td> <td>1,777</td> <td>2,377</td> <td>2,116</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,828</td> <td>29,346</td> <td>6,839</td> <td>4,214</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械装置及び運搬具	3,402	708	1,365	1,243	その他(工具器具備品)	31,006	26,860	3,097	855	無形固定資産	6,420	1,777	2,377	2,116	合計	40,828	29,346	6,839	4,214	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,420</td> <td>3,210</td> <td>1,602</td> <td>1,607</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,420</td> <td>3,210</td> <td>1,602</td> <td>1,607</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	無形固定資産	6,420	3,210	1,602	1,607	合計	6,420	3,210	1,602	1,607	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td>31,006</td> <td>30,154</td> <td>707</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,420</td> <td>2,568</td> <td>1,912</td> <td>1,939</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37,426</td> <td>32,722</td> <td>2,619</td> <td>2,084</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他(工具器具備品)	31,006	30,154	707	144	無形固定資産	6,420	2,568	1,912	1,939	合計	37,426	32,722	2,619	2,084
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																										
機械装置及び運搬具	3,402	708	1,365	1,243																																																										
その他(工具器具備品)	31,006	26,860	3,097	855																																																										
無形固定資産	6,420	1,777	2,377	2,116																																																										
合計	40,828	29,346	6,839	4,214																																																										
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																										
無形固定資産	6,420	3,210	1,602	1,607																																																										
合計	6,420	3,210	1,602	1,607																																																										
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																										
その他(工具器具備品)	31,006	30,154	707	144																																																										
無形固定資産	6,420	2,568	1,912	1,939																																																										
合計	37,426	32,722	2,619	2,084																																																										
2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>5,917千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,137千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,054千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	5,917千円	1年超	5,137千円	合計	11,054千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,284千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,926千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,210千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	1,284千円	1年超	1,926千円	合計	3,210千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2,135千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,568千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,703千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	2,135千円	1年超	2,568千円	合計	4,703千円																																										
1年内	5,917千円																																																													
1年超	5,137千円																																																													
合計	11,054千円																																																													
1年内	1,284千円																																																													
1年超	1,926千円																																																													
合計	3,210千円																																																													
1年内	2,135千円																																																													
1年超	2,568千円																																																													
合計	4,703千円																																																													
リース資産減損勘定中間期末残高 6,412千円	リース資産減損勘定中間期末残高 1,602千円	リース資産減損勘定期末残高 2,619千円																																																												
(注) 1 取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」によっております。	(注) 1 同左	(注) 1 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」によっております。																																																												
(注) 2 上記リース資産減損勘定中間期末残高の他に、注記省略取引に係る減損勘定中間期末残高21,889千円を計上しております。	(注) 2 上記リース資産減損勘定中間期末残高の他に、注記省略取引に係る減損勘定中間期末残高13,123千円を計上しております。	(注) 2 上記リース資産減損勘定期末残高の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定期末残高17,275千円を計上しております。																																																												
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,082千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>427千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,655千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>6,839千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	4,082千円	リース資産減損勘定の取崩額	427千円	減価償却費相当額	3,655千円	減損損失	6,839千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,493千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>1,017千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>476千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,493千円	リース資産減損勘定の取崩額	1,017千円	減価償却費相当額	476千円	減損損失	—千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,485千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2,855千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,630千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>5,474千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	7,485千円	リース資産減損勘定の取崩額	2,855千円	減価償却費相当額	4,630千円	減損損失	5,474千円																																				
支払リース料	4,082千円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	427千円																																																													
減価償却費相当額	3,655千円																																																													
減損損失	6,839千円																																																													
支払リース料	1,493千円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	1,017千円																																																													
減価償却費相当額	476千円																																																													
減損損失	—千円																																																													
支払リース料	7,485千円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	2,855千円																																																													
減価償却費相当額	4,630千円																																																													
減損損失	5,474千円																																																													
(注) 1 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係る減損勘定の取崩額1,459千円を計上しております。	(注) 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係る減損勘定の取崩額4,151千円を計上しております。	(注) 1 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定の取崩額7,438千円を計上しております。																																																												
(注) 2 上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失23,348千円を計上しております。		(注) 2 上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失24,713千円を計上しております。																																																												
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	48,364	63,338	14,973

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	115,604

(当中間連結会計期間)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	44,930	58,140	13,209

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	115,604

(前連結会計年度)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

区分	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	44,930	57,780	12,849
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
合計	44,930	57,780	12,849

2 時価評価されていない主な有価証券(平成19年3月31日)

区分	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	115,604

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

金利関連

区分	種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			
		契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	162,500	—	△752	△752
	支払変動・受取固定	—	—	—	—
合計		162,500	—	△752	△752

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

- 上記の金利スワップ取引の契約額等は想定元本の金額であり、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。
- ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

(当中間連結会計期間)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

金利関連

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			
		契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	219,000	73,000	△1,775	△1,775
	支払変動・受取固定	—	—	—	—
合計		219,000	73,000	△1,775	△1,775

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

- 上記の金利スワップ取引の契約額等は想定元本の金額であり、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。
- ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

(前連結会計年度)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

金利関連

区分	種類	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)			
		契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	292,000	146,000	△3,289	△3,289
	支払変動・受取固定	—	—	—	—
合計		292,000	146,000	△3,289	△3,289

(注) 1 時価の算定方法

金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

- 上記の金利スワップ取引の契約額等は想定元本の金額であり、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。
- ヘッジ会計を適用しているものについては開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成19年6月28日開催の当社定時株主総会においてストックオプションの実施を目的とする新株予約権を発行することにつき承認をうけておりますが、付与がなされておられませんので記載を省略いたします。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月28日開催の当社定時株主総会においてストックオプションの実施を目的とする新株予約権を発行することにつき承認をうけておりますが、付与がなされておられませんので記載を省略いたします。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社及び連結子会社は、鋼構造物(主に橋梁・鉄骨)の設計から製造、現場架設を主事業としており、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める鋼構造物事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社及び連結子会社は、鋼構造物(主に橋梁)の設計から製造、現場架設を主事業としており、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める鋼構造物事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社及び連結子会社は、鋼構造物(主に橋梁)の設計から製造、現場架設を主事業としており、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める鋼構造物事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

在外連結子会社がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

在外連結子会社がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

在外連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 △279円18銭 1株当たり中間純損失 286円65銭 (注) 1株当たり純資産額については、中間期末純資産額から「中間期末優先株式数×発行価額」を控除した金額を、中間期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算しております。 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 △215円42銭 1株当たり中間純利益 11円27銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 1円51銭 1株当たり純資産額については、中間期末純資産額から「中間期末優先株式数×発行価額」を控除した金額を、中間期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算しております。 当社は、平成18年12月26日付で普通株式4株を1株に株式併合を行っております。なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 △1,116円72銭 1株当たり中間純損失 1,146円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。	1株当たり純資産額 △225円36銭 1株当たり当期純損失 492円31銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。 1株当たり純資産額については、期末純資産額から「期末優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算しております。 当社は、平成18年12月26日付で普通株式4株を1株に株式併合を行っております。なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 41円32銭 1株当たり当期純損失 190円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益、中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△7,313,430	233,733	△4,545,292
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	37,921	—
(うち優先株式に係る優先配当額(中間会計期間における要支払額)(千円))	—	37,921	—
普通株式に係る中間純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△7,313,430	195,811	△4,545,292
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,509	17,374	9,232
潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳 転換株式(千株)	—	112,216	—
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回優先株式 5,000,000株 詳細については、「第4提出会社の状況」の「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」に記載のとおりであります。	—	第一回優先株式 5,000,000株 第二回優先株式 12,312,500株 詳細については、「第4提出会社の状況」の「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載のとおりであります。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	—	1,758,158	1,024,398
普通株式に係る純資産額(千円)	—	△3,742,847	△3,915,601
差額の主な内容			
配当請求権及び残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	—	5,440,000	4,940,000
優先株式に係る累積優先配当額(千円)	—	61,006	—
普通株式の発行済株式数(千株)	—	17,389	17,389
普通株式の自己株式数(千株)	—	15	14
1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式の数(千株)	—	17,374	17,374

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 1 当社グループは、今後の事業継続に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」を策定いたしました。

その後、平成18年8月10日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく第1回債権者会議を開催し、専門家アドバイザーの選任、借入金一時停止の追認及び期間の延長、借入金一時停止期間中の追加融資等の承認がなされました。

平成18年9月7日の専門家アドバイザーによる調査報告書説明会において、「事業再生計画」の正確性、相当性、実行可能性等が認められるとの調査・検証結果が報告されました。

平成18年9月27日にはフェニックス・キャピタル株式会社との間で「株式引受契約」(以下「本契約」という。)を締結し、同日開催の取締役会にて「本契約」に基づく第三者割当による普通株式(発行株式数1千1百万株、発行総額4億4千万円)および優先株式(発行株式数1千2百31万2千5百株、発行総額39億4千万円)の発行を決議いたしました。また、同取締役会において、上記の「第三者割当による新株式(普通株式・優先株式)の発行」に加え、「株式併合及び単元株式数の変更」及び「定款の一部変更」を平成18年11月22日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、平成18年10月5日には「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議が開催され、全対象債権者から「事業再生計画同意書」の提出をいただきました。

これにより、債務免除要請額43億8千8百万円、D E Sのためのフェニックス・キャピタル株式会社への債権譲渡要請額28億8千万円および借入金の弁済期間変更額37億4千8百万円の金融支援が全対象債権者において合意されました。

更に、平成18年11月22日開催の臨時株主総会において、「本契約」に基づく第三者割当による普通株式(発行株式数1千1百万株、発行総額4億4千万円)および優先株式(発行株式数1千2百31万2千5百株、発行総額39億4千万円)の発行に加え、「株式併合及び単元株式数の変更」及び「定款の一部変更」が承認可決されました。

- 2 当社は、鋼鉄製橋梁工事の入札に関し、独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で、公正取引委員会より刑事告発され、東京高等検察庁より起訴されておりましたが、平成18年11月10日に東京高等裁判所において罰金刑2億円の判決を受けました。

この判決に対して、平成18年11月15日開催の臨時取締役会において、控訴しないことを決議いたしました。

なお、当中間連結会計期間において、当該罰金の見込額として2億5千万円を計上しております。

- 3 当社は、「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」の骨子の1つであるコスト競争力強化のための人員削減を実施するため平成18年11月16日に労働組合と希望退職の募集に関する協定書を締結し、平成18年11月20日から平成18年11月30日まで希望退職者を募集し、合計55名の応募があり、55名全員について応募を受理いたしました。

この結果、当連結会計年度の下期に、大量退職に伴う費用が2億7千2百万円発生し、特別損失として計上される予定です。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 資本金および資本準備金の減少

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、資本金および資本準備金の減少について決議いたしました。

①資本金および資本準備金減少の目的

欠損金の填補を実施し、今後の柔軟な資本政策を可能にするため。

②減少する資本金および資本準備金の額

資本金の額、3,018,765,450円を2,268,765,450円減少して750,000,000円とする。

③減少する資本準備金の額

資本準備金の額、2,772,191,362円を2,568,233,563円減少して203,957,799円とする。

④資本金減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額2,268,765,450円を無償で減少する。

⑤資本金減少の日程

取締役会決議日	平成19年5月18日
債権者異議申述公告日	平成19年5月25日
債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日
定時株主総会決議日	平成19年6月28日
効力発生日	平成19年6月28日
登記申請日	平成19年7月2日

⑥資本準備金減少の日程

取締役会決議日	平成19年5月18日
債権者異議申述公告日	平成19年5月25日
債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日
定時株主総会決議日	平成19年6月28日
効力発生日	平成19年6月28日

2. 剰余金の処分

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、剰余金の処分について決議いたしました。

①剰余金処分の目的

過去に発生しました累積損失を一掃するため。

②剰余金処分の内容

資本金および資本準備金の減少に伴い、その他資本剰余金が増加しますが、その他資本剰余金6,726,384,065円を減少させ、その他利益剰余金は、当該減少額に対応する額を増加させ、同額分の欠損を解消する。

3. 第三者割当による優先株の発行

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、第三者割当による優先株式の発行について決議いたしました。

優先株式の内容

①発行株式の種類・名称	日本橋梁株式会社第三回優先株式
②発行新株式数	10,000株
③発行価額	1株につき50,000円
④発行価額の総額	500,000,000円
⑤資本金組入額	1株につき25,000円
⑥資本金組入額の総額	250,000,000円
⑦資本準備金組入額	1株につき25,000円
⑧資本準備金組入額の総額	250,000,000円
⑨払込期日	平成19年6月29日
⑩配当起算日	平成19年6月1日
⑪割当先及び株式数	ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ 10,000株
⑫資金の用途	運転資金に充当

以上の結果、平成19年6月29日付で発行済株式総数は普通株式17,389,850株、第一回優先株式5,000,000株、第二回優先株式12,312,500株、第三回優先株式10,000株、資本金1,000,000,000円、資本準備金453,957,799円、その他資本剰余金0円、その他利益剰余金0円となります。

4. ストックオプションの付与

I. 当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

①取締役及び監査役に対し、新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大に対する意欲や意識を高めること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

②新株予約権発行の要領

(1)新株予約権発行の割当を受ける者

当社の社外取締役を除く取締役5名及び社外監査役を除く監査役1名

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式10,000株を、各連結会計年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の割合

また、上記の他、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

③新株予約権の数

200個を各連結会計年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は50株とする。ただし、②に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

④新株予約権発行と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

⑥新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社普通株式の株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑨その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

II. 当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社の関係会社の取締役、当社及び当社の関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

①特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役ならびに当社及び当社の関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

②新株予約権発行の要領

(1)新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役ならびに当社及び当社関係会社の従業員

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の割合

③新株予約権の数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は50株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

④新株予約権発行と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

⑥新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。

⑦新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社関係会社の取締役または当社もしくは当社関係会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または当社もしくは当社関連会社の従業員を定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2)その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権者の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2)新株予約権者の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩その他の新株予約権の行使条件

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	(※2)	902,012		625,015		1,295,037	
2 受取手形		70,426		—		3,558	
3 売掛金		2,461,907		2,987,742		3,534,711	
4 たな卸資産		546,319		343,413		483,233	
5 関係会社短期貸付金		245,000		350,000		345,000	
6 短期貸付金		2,280		1,686		—	
7 その他		366,949		111,140		291,361	
8 貸倒引当金		△2,170		△450		△450	
流動資産合計			47.6		47.6		55.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	(※1) (※2)						
(1) 建物		1,084,520		1,141,434		1,162,994	
(2) 機械及び装置		607,848		621,669		596,365	
(3) 土地		2,158,000		2,114,532		2,148,032	
(4) 建設仮勘定		18,755		8,712		13,330	
(5) その他		202,796		27,027		20,925	
有形固定資産合計		4,071,922		3,913,376		3,941,647	
2 無形固定資産		3,102		3,045		3,073	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	(※2)	188,942		173,744		183,384	
(2) 投資不動産	(※1) (※2)	347,598		334,419		341,009	
(3) その他		535,109		498,833		448,365	
(4) 貸倒引当金		△89,551		△57,121		△73,111	
投資その他の資産 合計		982,099		949,876		899,648	
固定資産合計			52.4		52.4		44.9
資産合計			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1		495,697		665,656		769,059	
2	(※2)	831,808		824,694		959,688	
3	(※2)	10,566,817		3,329,410		4,104,962	
4	(※2)	1,283,074		700,700		854,686	
5		16,780		17,880		28,197	
6		71,000		26,400		52,000	
7		340,546		199,372		672,452	
8		691,721		345,006		458,672	
9		88,576		32,028		74,476	
		14,386,023	149.1	6,141,149	66.2	7,974,195	73.8
II 固定負債							
1	(※2)	649,216		712,773		1,104,094	
2		17,169		2,579		3,252	
3		6,049		5,336		5,191	
4		413,144		270,188		355,613	
5		336,264		379,828		378,869	
6		28,301		14,726		19,895	
		1,450,145	15.0	1,385,432	14.9	1,866,916	17.3
		15,836,169	164.1	7,526,581	81.1	9,841,112	91.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1		828,765	8.6	1,000,000	10.8	3,018,765	28.0
2							
(1)		582,191		453,957		2,772,191	
(2)		1,889,385		—		1,889,385	
		2,471,576	25.6	453,957	4.9	4,661,576	43.2
3							
		△9,490,477		302,527		△6,726,384	
		△9,490,477	△98.3	302,527	3.2	△6,726,384	△62.3
4		△5,108	△0.1	△6,093	△0.1	△5,905	△0.1
		△6,195,244	△64.2	1,750,392	18.8	948,051	8.8
II 評価・換算差額等							
		8,924	0.1	7,872	0.1	7,658	0.1
		8,924	0.1	7,872	0.1	7,658	0.1
		△6,186,319	△64.1	1,758,264	18.9	955,710	8.9
		9,649,849	100.0	9,284,846	100.0	10,796,822	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			2,335,738	100.0		3,855,267	100.0		6,228,913	100.0
II 売上原価			3,224,716	138.1		3,522,216	91.4		7,948,142	127.6
売上総利益又は 売上総損失(△)			△888,978	△38.1		333,050	8.6		△1,719,228	△27.6
III 販売費及び一般管理費			354,757	15.2		232,526	6.0		648,862	10.4
営業利益又は 営業損失(△)			△1,243,735	△53.3		100,523	2.6		△2,368,090	△38.0
IV 営業外収益										
1 受取利息		296			30		442			
2 賃貸収入		26,436			25,851		52,854			
3 その他		23,259	49,991	2.1	22,172	48,054	1.2	37,031	90,328	1.5
V 営業外費用										
1 支払利息		162,946			64,509		276,746			
2 賃貸原価		10,133			7,026		17,628			
3 株式交付費		—			4,488		47,317			
4 その他		2,931	176,011	7.5	2,542	78,566	2.0	7,561	349,253	5.6
経常利益又は 経常損失(△)			△1,369,755	△58.7		70,011	1.8		△2,627,016	△42.1
VI 特別利益										
1 固定資産売却益		—			33,476		—			
2 債務免除益		—			—		4,388,700			
3 投資有価証券売却益		58,716			—		64,310			
4 会員権売却益		11,486			—		11,486			
5 過去勤務債務処理額		—			146,325		—			
6 関係会社投資損失 引当金戻入益		9,719			—		—			
7 貸倒引当金戻入益		3,683			6		17,683			
8 関係会社清算配当金		—	83,604	3.6	64,060	243,868	6.4	—	4,482,179	71.9
VII 特別損失										
1 減損損失	(※2)	5,212,907			—		5,300,139			
2 固定資産処分損		18,565			1,344		21,143			
3 会員権売却損		5,095			—		5,095			
4 関係会社投資損失 引当金繰入額		—			959		32,886			
5 事業再生費用		203,600			—		216,171			
6 退職給付費用		—			—		274,477			
7 独占禁止法違反に 係る損失		581,004	6,021,173	257.8	392	2,696	0.1	537,329	6,387,243	102.6
税引前中間純利益 又は税引前中間 (当期)純損失(△)			△7,307,324	△312.9		311,183	8.1		△4,532,079	△72.8
法人税、住民税 及び事業税		7,346			8,656		18,497			
法人税等調整額		—	7,346	0.3	—	8,656	0.3	—	18,497	0.3
中間純利益又は 中間(当期)純損失 (△)			△7,314,670	△313.2		302,527	7.8		△4,550,577	△73.1

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(千円)	828,765	582,191	1,889,385	2,471,576
中間会計期間中の変動額				
中間純損失				—
自己株式の取得				—
資産圧縮積立金取崩				—
土地再評価差額金取崩				—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	—
平成18年9月30日残高(千円)	828,765	582,191	1,889,385	2,471,576

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	1,245,430	△73,053	1,172,377	△4,314	4,468,404
中間会計期間中の変動額					
中間純損失		△7,314,670	△7,314,670		△7,314,670
自己株式の取得			—	△793	△793
資産圧縮積立金取崩	△1,245,430	1,245,430	—		—
土地再評価差額金取崩		△3,348,184	△3,348,184		△3,348,184
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			—		—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△1,245,430	△9,417,424	△10,662,854	△793	△10,663,648
平成18年9月30日残高(千円)	—	△9,490,477	△9,490,477	△5,108	△6,195,244

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	79,947	△3,348,184	△3,268,237	1,200,167
中間会計期間中の変動額				
中間純損失			—	△7,314,670
自己株式の取得			—	△793
資産圧縮積立金取崩			—	—
土地再評価差額金取崩		3,348,184	3,348,184	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△71,022	—	△71,022	△71,022
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△71,022	3,348,184	3,277,161	△7,386,487
平成18年9月30日残高(千円)	8,924	—	8,924	△6,186,319

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(千円)	3,018,765	2,772,191	1,889,385	4,661,576
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	250,000	250,000		250,000
中間純利益				—
自己株式の取得				—
欠損填補による資本剰余金取崩			△6,726,384	△6,726,384
減資	△2,268,765	△2,568,233	4,836,999	2,268,765
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△2,018,765	△2,318,233	△1,889,385	△4,207,618
平成19年9月30日残高(千円)	1,000,000	453,957	—	453,957

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高(千円)	△6,726,384	△6,726,384	△5,905	948,051
中間会計期間中の変動額				
新株の発行		—		500,000
中間純利益	302,527	302,527		302,527
自己株式の取得		—	△187	△187
欠損填補による資本剰余金取崩	6,726,384	6,726,384		—
減資		—		—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		—		—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	7,028,911	7,028,911	△187	802,340
平成19年9月30日残高(千円)	302,527	302,527	△6,093	1,750,392

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(千円)	7,658	7,658	955,710
中間会計期間中の変動額			
新株の発行		—	500,000
中間純利益		—	302,527
自己株式の取得		—	△187
欠損填補による資本剰余金取崩		—	—
減資		—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	214	214	214
中間会計期間中の変動額合計(千円)	214	214	802,554
平成19年9月30日残高(千円)	7,872	7,872	1,758,264

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(千円)	828,765	582,191	1,889,385	2,471,576
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,190,000	2,190,000		2,190,000
当期純損失				—
自己株式の取得				—
資産圧縮積立金取崩				—
土地再評価差額金取崩				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計(千円)	2,190,000	2,190,000	—	2,190,000
平成19年3月31日残高(千円)	3,018,765	2,772,191	1,889,385	4,661,576

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	1,245,430	△73,053	1,172,377	△4,314	4,468,404
事業年度中の変動額					
新株の発行			—		4,380,000
当期純損失		△4,550,577	△4,550,577		△4,550,577
自己株式の取得			—	△1,591	△1,591
資産圧縮積立金取崩	△1,245,430	1,245,430	—		—
土地再評価差額金取崩		△3,348,184	△3,348,184		△3,348,184
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—		—
事業年度中の変動額合計(千円)	△1,245,430	△6,653,330	△7,898,761	△1,591	△3,520,352
平成19年3月31日残高(千円)	—	△6,726,384	△6,726,384	△5,905	948,051

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	79,947	△3,348,184	△3,268,237	1,200,167
事業年度中の変動額				
新株の発行			—	4,380,000
当期純損失			—	△4,550,577
自己株式の取得			—	△1,591
資産圧縮積立金取崩			—	—
土地再評価差額金取崩		3,348,184	3,348,184	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△72,288	—	△72,288	△72,288
事業年度中の変動額合計(千円)	△72,288	3,348,184	3,275,895	△244,457
平成19年3月31日残高(千円)	7,658	—	7,658	955,710

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当社のコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、公共事業の削減及び先の独占禁止法違反事件後の受注競争激化に伴う落札率の下落等の影響を受け業績の見通しは、厳しい状況が続いております。</p> <p>かかる経営環境の下、前事業年度に6億2千8百万円の経常損失を計上し、当中間会計期間においても、13億6千9百万円の経常損失となったことに加え、減損損失52億1千2百万円、独占禁止法違反に係る損失5億8千1百万円および事業再生費用2億3百万円等を特別損失として計上したため、当中間会計期間の中間純損失は73億1千4百万円となり、その結果61億8千6百万円の債務超過となりました。</p> <p>当該状況により、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>なお、当社は当該状況を解消し、今後の事業継続に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」を策定し推進しております。</p> <p>事業再生に向けて、人員削減等を含む経営合理化に最大限の自助努力を払いつつ、取引金融機関に対しては「私的整理に関するガイドライン」に基づく私的整理手続の中で、債務免除を柱とする金融支援をお願いすることといたしました。「事業再生計画」の骨子は以下のとおりであります。</p> <p>① 計画期間 計画期間は、平成19年3月期から平成22年3月期までとします。</p> <p>② 基本方針 1) コスト競争力の強化 コスト競争力強化のため、必要な人員・体制を維持しつつ人員削減を進めること等により大幅な固定費削減を図ります。また、仕入・外注方法の見直しによる変動費の削減、製造過程の見直し等による生産性の改善を図ります。加えて、本業に必要な資産を除き処分可能な資産は処分すること等により、減価償却費を圧縮いたします。</p>	<p>当社のコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、近年の公共工事予算削減の影響により国内橋梁発注量が逡減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いており、前々事業年度から2期連続の大幅な経常損失となりました。これに対し、当中間会計期間においては、7千万円の経常利益を計上いたしましたでしたが、利益水準は依然として十分とは言えず、当事業年度の経常利益は、平成18年10月5日に策定しました「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る見込みとなっております。</p> <p>当該状況により、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>かかる状況において、当社は今後の事業継続に向け、当該「事業再生計画」に基づき、金融支援等により財務体質の抜本的な改善を図るとともに、資本構成を是正し今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、平成19年6月28日に資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分を実施し、累積損失を一掃いたしました。さらに、前述のような事業環境の変化に的確に対応できる経営基盤を構築し、生産性改善や受注力強化等の諸施策の推進に向けた早期の資本増強を図ることを目的として、同年6月29日にフェニックス・キャピタル株式会社が業務執行組合員である民法上の組合「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、5億円の優先株式の発行による第三者割当増資を実施しました。</p> <p>現在、当社は強固な収益体質の確立に向け、当該「事業再生計画」を鋭意実行中で、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら、前事業年度に策定した事業計画を着実に推進するとともに、役員報酬の削減等のコスト削減をさらに進めており、当事業年度の経常利益は平成19年5月18日に公表しました業績予想の通り黒字転換できる見込みであります。</p> <p>従いまして、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社のコア事業である橋梁事業（橋梁の設計・製作・架設）は、近年の公共工事予算削減の影響により国内橋梁発注量が逡減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いております。かかる状況において、当社は、強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るためには有利子負債を削減することが不可避であると判断し、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づき、金融支援を含む「事業再生計画」を策定し、同10月5日に全対象債権者から「事業再生計画同意書」のご提出を頂きました。また同12月27日には、「ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ」に対して、第三者割当による普通株式および優先株式の発行を完了しました。この結果として、当社はいわゆる債務超過の状態から脱し、現在は一丸となって「事業再生計画」を推進しております。しかしながら、当期におきましては26億2千7百万円の経常損失となり、「事業再生計画」における収益計画を大幅に下回る結果となりました。</p> <p>当該状況により、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消するため、財務基盤の強化に向けて、新たに優先株の発行によって資本増強を図るとともに、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら、役員報酬の削減等のコスト削減や収益管理体制の強化、並びに下記施策を講じることで事業計画の履行を目指す所存であります。また、国土交通省から平成18年12月8日に発表された「緊急公共工事事品質確保対策について」によって受注環境の変化が予想されますが、こうした環境変化にも的確に対応し、受注競争を勝ち抜くための社内体制の構築にも着手しております。今後、当社は、これら諸施策の実行により収益力を強化することで早期の黒字転換を確実にする所存であります。</p> <p>なお、資本増強につきましては、（重要な後発事象）に記載いたしましたとおり、平成19年6月28日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、①資本金及び資本準備金の減少について、②第三者割当による優先株式の発行について決議いたしました。</p> <p>従いまして、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2) マーケットの絞込み 橋梁談合事件以後の入札では大幅な低価格入札が多発しており、工事採算の確保が厳しい状況となっております。特に大型工事に関してはその傾向が顕著であり、より高採算となる中小型工事の受注を積極的に進めて参ります。</p> <p>3) 受注力の強化 既に発足しております部門をまたがった応札価格検討チーム（フラワー委員会）の機能を強化し、従来以上に迅速かつ正確な応札価格の算定を行い、落札確度の向上を図ります。</p> <p>③ 組織変更、体制整備</p> <p>1) 合理化のための組織変更・グループ会社処理 営業・管理・生産・施工まで含めた全社的業務見直しを図ります。具体的には、営業・管理部門の統合、さらに、技術部門・施工部門の統合を行います。また、連結子会社の日本橋梁エンジニアリング株式会社、日橋興業株式会社につきましては、清算も視野に入れた施策を検討し、余剰コストの削減を図ります。</p> <p>2) 中小型工事取り込みによる案件増加への対応 営業・管理部門の統合等により、入札増加に対応できる体制を構築します。また技術部門・施工部門の統合により、人的資源の機動性を確保し、工事（現場）件数増加に対応できる体制を構築します。</p> <p>3) コンプライアンス体制確立 公正取引委員会の勧告応諾に基づき、公正取引委員会の監督下で再発防止に取り組んでおります。また、独自に外部弁護士に委託し、再発防止策の整備・実行状況についてチェックする体制を導入しております。</p> <p>④ 財務体質の健全化および債務免除等の要請</p> <p>1) 「私的整理に関するガイドライン」に基づき、全対象債権者に対して43億8千8百万円の債務免除を要請いたします。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2) また、当社はスポンサーとなるフェニックス・キャピタル株式会社に対し増資引受（現金払込による増資15億円とDESによる増資28億8千万円）を依頼し、資本増強を行う予定です。なお、DESに関しましては、主力取引銀行を中心にDES相当額の債権をフェニックス・キャピタル株式会社に譲渡し、フェニックス・キャピタル株式会社がDESを実施することを予定しております。</p> <p>3) 上記の債務免除並びに増資引受により、当社は平成19年3月期において債務超過を解消する予定です。</p> <p>なお、重要な後発事象に記載のとおり、平成18年10月5日開催の第2回債権者会議において、全対象債権者から「事業再生計画」に基づく「事業再生計画同意書」の提出をいただき、債務免除要請額43億8千8百万円、DESのためのフェニックス・キャピタル株式会社への債権譲渡要請額28億8千万円および借入金の弁済期間変更額37億4千8百万円の金融支援について合意が得られました。</p> <p>併せ、平成18年9月27日付でフェニックス・キャピタル株式会社との間で締結された「株式引受契約」による増資（現金払込による増資15億円とDESによる増資28億8千万円）により資本増強を図り財務体質を強化する所存です。</p> <p>なお、当該増資について、平成18年11月22日開催の臨時株主総会にて承認可決されました。</p> <p>従いまして、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>		

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価 は、移動平均法により算 定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ取引により生じ る正味の債権及び債務 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 材料……月別移動平均法によ る原価法 仕掛品…個別法による原価法 貯蔵品…最終仕入原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、 法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、 法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社 利用分)については、社内 における利用可能期間(5年) に基づく定額法によってお ります。</p> <p>(3) 投資不動産 定額法 なお、耐用年数については、 法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引により生じ る正味の債権及び債務 同左</p> <p>(3) たな卸資産 材料……同左 仕掛品…同左 貯蔵品…同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 投資不動産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法 (繰延資産の会計処理に関する 当面の取扱い) 前事業年度の下期より、「繰延 資産の会計処理に関する当面 の取扱い」(企業会計基準委員 会平成18年8月11日 実務対 応報告第19号)を適用して おります。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動 平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引により生じ る正味の債権及び債務 同左</p> <p>(3) たな卸資産 材料……同左 仕掛品…同左 貯蔵品…同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 投資不動産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法 (繰延資産の会計処理に関する 当面の取扱い) 当期より、「繰延資産の会計 処理に関する当面の取扱い」(企 業会計基準委員会 平成18年 8月11日 実務対応報告第19 号)を適用しております。これ により、経常損失、税引前当 期純損失が31,545千円増加 しております。 なお、前期において営業外 費用の内訳として表示して いた「新株発行費償却」は 当期より「株式交付費」と して処理する方法に変更 しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当中間会計期間末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。会計基準変更時差異につきましては15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務につきましてはその発生時に一括損益処理しております。数理計算上の差異につきましては各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌年度より費用処理しております。</p> <p>(5) 関係会社投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 関係会社投資損失引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事に係る損失に備えるため、当期末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。会計基準変更時差異につきましては15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務につきましてはその発生時に一括損益処理しております。数理計算上の差異につきましては各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌年度より費用処理しております。</p> <p>(5) 関係会社投資損失引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 借入れによる資金調達については、社内ルールに基づき金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 売上高の計上基準 売上基準は原則として工事完成基準を採用しておりますが、工期1年以上、契約金額1億円以上の橋梁については工事進行基準を採用しております。</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 なお、「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 売上高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 なお、「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」は相殺の上、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 売上高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は△6,186,319千円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>——</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は955,710千円あります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当期における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 固定資産減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,173,012千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 15,535千円</p> <p>構築物 37,405千円</p> <p>機械及び装置 192,915千円</p>	<p>※1 固定資産減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,082,470千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 16,504千円</p> <p>構築物 37,499千円</p> <p>機械及び装置 205,030千円</p>	<p>※1 固定資産減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 7,221,436千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 16,020千円</p> <p>構築物 37,452千円</p> <p>機械及び装置 198,972千円</p>
<p>※2 担保提供資産</p> <p>下記の資産を短期借入金2,915,000千円、長期借入金8,101,375千円(一年内返済の長期借入金7,612,375千円を含む)及び仕入債務802,829千円に対する担保に供しております。</p> <p>[工場財団]</p> <p>有形固定資産 2,456,383千円</p> <p>[その他]</p> <p>建物 406,573千円</p> <p>土地 867,723千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 20,441千円</p> <p>土地 173,196千円</p> <p>投資有価証券 99,189千円</p>	<p>※2 担保提供資産</p> <p>下記の資産を短期借入金494,900千円、長期借入金3,387,067千円(一年内返済の長期借入金2,795,567千円を含む)及び仕入債務798,810千円に対する担保に供しております。</p> <p>[工場財団]</p> <p>有形固定資産 2,335,686千円</p> <p>[その他]</p> <p>建物 326,525千円</p> <p>土地 824,255千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 19,471千円</p> <p>土地 173,196千円</p> <p>投資有価証券 58,140千円</p>	<p>※2 担保提供資産</p> <p>下記の資産を短期借入金1,594,900千円、長期借入金3,453,941千円(一年内返済の長期借入金2,471,119千円を含む)及び仕入債務887,460千円に対する担保に供しております。</p> <p>[工場財団]</p> <p>建物 666,196千円</p> <p>機械及び装置 353,362千円</p> <p>土地 1,290,276千円</p> <p>計 2,309,835千円</p> <p>[その他]</p> <p>建物 332,633千円</p> <p>土地 857,755千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 19,956千円</p> <p>土地 173,196千円</p> <p>投資有価証券 57,780千円</p> <p>現金及び預金 1,005千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>1 減価償却額</p> <p>有形固定資産 151,023千円</p> <p>無形固定資産 66千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 716千円</p> <p>構築物 70千円</p> <p>機械及び装置 8,901千円</p>	<p>1 減価償却額</p> <p>有形固定資産 45,664千円</p> <p>無形固定資産 28千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 484千円</p> <p>構築物 47千円</p> <p>機械及び装置 6,057千円</p>	<p>1 減価償却額</p> <p>有形固定資産 200,926千円</p> <p>無形固定資産 95千円</p> <p>投資不動産</p> <p>建物 1,201千円</p> <p>構築物 118千円</p> <p>機械及び装置 14,958千円</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																					
※2 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	※2 ———	※2 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物事業用資産</td> <td>建物、機械及び装置、土地、リース資産等</td> <td>兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他</td> </tr> <tr> <td>投資不動産</td> <td>投資不動産</td> <td>千葉県袖ヶ浦市</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	鋼構造物事業用資産	建物、機械及び装置、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他	投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市		<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物事業用資産</td> <td>建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、土地、リース資産等</td> <td>兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他</td> </tr> <tr> <td>投資不動産</td> <td>投資不動産</td> <td>千葉県袖ヶ浦市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>建物、構築物、土地等</td> <td>兵庫県加古郡稲美町</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	鋼構造物事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他	投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市	遊休資産	建物、構築物、土地等	兵庫県加古郡稲美町
用途	種類	場所																					
鋼構造物事業用資産	建物、機械及び装置、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他																					
投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市																					
用途	種類	場所																					
鋼構造物事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、土地、リース資産等	兵庫県加古郡播磨町 兵庫県西脇市他																					
投資不動産	投資不動産	千葉県袖ヶ浦市																					
遊休資産	建物、構築物、土地等	兵庫県加古郡稲美町																					
<p>当社は、鋼構造物事業の用に供している資産および投資不動産にグループ化して減損の検討を行っております。その結果、鋼構造物事業用資産については、橋梁談合事件により、業界内の受注競争が一気に激化し、落札率はかつてない水準に落ち込んでおり、かかる事業環境下における業績の見通しは非常に厳しい状況となりました。また、投資不動産については、予定しておりました賃貸収入が一部物件の売却方針により減額が見込まれました。このため係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,212,907千円として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物1,368,828千円、機械及び装置622,801千円、土地2,710,899千円、その他236,290千円、リース資産30,188千円、無形固定資産3,915千円、投資不動産239,982千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定しております。</p>		<p>当社は、鋼構造物事業の用に供している資産、投資不動産及び遊休資産にグループ化して減損の検討を行っております。その結果、鋼構造物事業用資産については、橋梁談合事件により、業界内の受注競争が一気に激化し、落札率はかつてない水準に落ち込んでおり、かかる事業環境下における業績の見通しは非常に厳しい状況となりました。また、投資不動産については、予定しておりました賃貸収入が一部物件の売却方針により減額が見込まれました。さらに、遊休資産については、今後の活用の予定がないと見込まれました。このため係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,300,139千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,435,183千円、構築物226,884千円、機械及び装置622,801千円、車両運搬具43千円、土地2,720,868千円、その他20,270千円、リース資産30,188千円、無形固定資産3,915千円、投資不動産239,982千円であります。</p> <p>なお、鋼構造物事業用資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定しております。投資不動産及び遊休資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定士の鑑定評価額によっております。</p>																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	44,010	6,214	—	50,224

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,214株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	14,904	554	—	15,458

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 554株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	44,010	13,830	42,936	14,904

(変動事由の概要)

増加の内訳は、単元未満株式の買取りによるものであります。

減少の内訳は、株式併合によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																																																	
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">31,006</td> <td style="text-align: right;">26,860</td> <td style="text-align: right;">3,097</td> <td style="text-align: right;">855</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">6,420</td> <td style="text-align: right;">1,777</td> <td style="text-align: right;">2,377</td> <td style="text-align: right;">2,116</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">37,426</td> <td style="text-align: right;">28,637</td> <td style="text-align: right;">5,474</td> <td style="text-align: right;">2,971</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">5,236千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,210千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,446千円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 5,132千円</p> <p>(注) 1 取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」によっております。</p> <p>(注) 2 上記リース資産減損勘定中間期末残高の他に、注記省略取引に係る減損勘定中間期末残高21,889千円を計上しております。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,742千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">342千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,400千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">5,474千円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係る減損勘定の取崩額1,459千円を計上しております。</p> <p>(注) 2 上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失23,348千円を計上しております。</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	その他(工具器具備品)	31,006	26,860	3,097	855	無形固定資産	6,420	1,777	2,377	2,116	合計	37,426	28,637	5,474	2,971	1年内	5,236千円	1年超	3,210千円	合計	8,446千円	支払リース料	3,742千円	リース資産減損勘定の取崩額	342千円	減価償却費相当額	3,400千円	減損損失	5,474千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">6,420</td> <td style="text-align: right;">3,210</td> <td style="text-align: right;">1,602</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,420</td> <td style="text-align: right;">3,210</td> <td style="text-align: right;">1,602</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,284千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,926千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">3,210千円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定中間期末残高 1,602千円</p> <p>(注) 1 同左</p> <p>(注) 2 上記リース資産減損勘定中間期末残高の他に、注記省略取引に係る減損勘定中間期末残高13,123千円を計上しております。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,493千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">1,017千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">476千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一千円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係る減損勘定の取崩額4,151千円を計上しております。</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	無形固定資産	6,420	3,210	1,602	1,607	合計	6,420	3,210	1,602	1,607	1年内	1,284千円	1年超	1,926千円	合計	3,210千円	支払リース料	1,493千円	リース資産減損勘定の取崩額	1,017千円	減価償却費相当額	476千円	減損損失	一千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">31,006</td> <td style="text-align: right;">30,154</td> <td style="text-align: right;">707</td> <td style="text-align: right;">144</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">6,420</td> <td style="text-align: right;">2,568</td> <td style="text-align: right;">1,912</td> <td style="text-align: right;">1,939</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">37,426</td> <td style="text-align: right;">32,722</td> <td style="text-align: right;">2,619</td> <td style="text-align: right;">2,084</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,135千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,568千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,703千円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 2,619千円</p> <p>(注) 1 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」によっております。</p> <p>(注) 2 上記リース資産減損勘定期末残高の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定期末残高17,275千円を計上しております。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">7,485千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">2,855千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4,630千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">5,474千円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 上記リース資産減損勘定の取崩額の他に、注記省略取引に係るリース資産減損勘定の取崩額7,438千円を計上しております。</p> <p>(注) 2 上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失24,713千円を計上しております。</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他(工具器具備品)	31,006	30,154	707	144	無形固定資産	6,420	2,568	1,912	1,939	合計	37,426	32,722	2,619	2,084	1年内	2,135千円	1年超	2,568千円	合計	4,703千円	支払リース料	7,485千円	リース資産減損勘定の取崩額	2,855千円	減価償却費相当額	4,630千円	減損損失	5,474千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																															
その他(工具器具備品)	31,006	26,860	3,097	855																																																																																															
無形固定資産	6,420	1,777	2,377	2,116																																																																																															
合計	37,426	28,637	5,474	2,971																																																																																															
1年内	5,236千円																																																																																																		
1年超	3,210千円																																																																																																		
合計	8,446千円																																																																																																		
支払リース料	3,742千円																																																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	342千円																																																																																																		
減価償却費相当額	3,400千円																																																																																																		
減損損失	5,474千円																																																																																																		
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																															
無形固定資産	6,420	3,210	1,602	1,607																																																																																															
合計	6,420	3,210	1,602	1,607																																																																																															
1年内	1,284千円																																																																																																		
1年超	1,926千円																																																																																																		
合計	3,210千円																																																																																																		
支払リース料	1,493千円																																																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	1,017千円																																																																																																		
減価償却費相当額	476千円																																																																																																		
減損損失	一千円																																																																																																		
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																																																															
その他(工具器具備品)	31,006	30,154	707	144																																																																																															
無形固定資産	6,420	2,568	1,912	1,939																																																																																															
合計	37,426	32,722	2,619	2,084																																																																																															
1年内	2,135千円																																																																																																		
1年超	2,568千円																																																																																																		
合計	4,703千円																																																																																																		
支払リース料	7,485千円																																																																																																		
リース資産減損勘定の取崩額	2,855千円																																																																																																		
減価償却費相当額	4,630千円																																																																																																		
減損損失	5,474千円																																																																																																		

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 1 当社は、今後の事業継続に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、平成18年8月4日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」を策定いたしました。

その後、平成18年8月10日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく第1回債権者会議を開催し、専門家アドバイザーの選任、借入金一時停止の追認及び期間の延長、借入金一時停止期間中の追加融資等の承認がなされました。

平成18年9月7日の専門家アドバイザーによる調査報告書説明会において、「事業再生計画」の正確性、相当性、実行可能性等が認められるとの調査・検証結果が報告されました。

平成18年9月27日にはフェニックス・キャピタル株式会社との間で「株式引受契約」（以下「本契約」という。）を締結し、同日開催の取締役会にて「本契約」に基づく第三者割当による普通株式（発行株式数1千1百万株、発行総額4億4千万円）および優先株式（発行株式数1千2百31万2千5百株、発行総額39億4千万円）の発行を決議いたしました。また、同取締役会において、上記の「第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）の発行」に加え、「株式併合及び単元株式数の変更」及び「定款の一部変更」を平成18年11月22日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、平成18年10月5日には「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議が開催され、全対象債権者から「事業再生計画同意書」の提出をいただきました。

これにより、債務免除要請額43億8千8百万円、DESのためのフェニックス・キャピタル株式会社への債権譲渡要請額28億8千万円および借入金の弁済期間変更額37億4千8百万円の金融支援が全対象債権者において合意されました。

更に、平成18年11月22日開催の臨時株主総会において、「本契約」に基づく第三者割当による普通株式（発行株式数1千1百万株、発行総額4億4千万円）および優先株式（発行株式数1千2百31万2千5百株、発行総額39億4千万円）の発行に加え、「株式併合及び単元株式数の変更」及び「定款の一部変更」が承認可決されました。

- 2 当社は、鋼鉄製橋梁工事の入札に関し、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で、公正取引委員会より刑事告発され、東京高等検察庁より起訴されておりましたが、平成18年11月10日に東京高等裁判所において罰金刑2億円の判決を受けました。

この判決に対して、平成18年11月15日開催の臨時取締役会において、控訴しないことを決議いたしました。

なお、当中間会計期間において、当該罰金の見込額として2億5千万円を計上しております。

- 3 当社は、「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」の骨子の1つであるコスト競争力強化のための人員削減を実施するため平成18年11月16日に労働組合と希望退職の募集に関する協定書を締結し、平成18年11月20日から平成18年11月30日まで希望退職者を募集し、合計55名の応募があり、55名全員について応募を受理いたしました。

この結果、当事業年度の下期に、大量退職に伴う費用が2億7千2百万円発生し、特別損失として計上される予定です。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 資本金および資本準備金の減少

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、資本金および資本準備金の減少について決議いたしました。

①資本金および資本準備金減少の目的

欠損金の填補を実施し、今後の柔軟な資本政策を可能にするため。

②減少する資本金および資本準備金の額

資本金の額、3,018,765,450円を2,268,765,450円減少して750,000,000円とする。

③減少する資本準備金の額

資本準備金の額、2,772,191,362円を2,568,233,563円減少して203,957,799円とする。

④資本金減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額2,268,765,450円を無償で減少する。

⑤資本金減少の日程

取締役会決議日	平成19年5月18日
債権者異議申述公告日	平成19年5月25日
債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日
定時株主総会決議日	平成19年6月28日
効力発生日	平成19年6月28日
登記申請日	平成19年7月2日

⑥資本準備金減少の日程

取締役会決議日	平成19年5月18日
債権者異議申述公告日	平成19年5月25日
債権者異議申述最終期日	平成19年6月25日
定時株主総会決議日	平成19年6月28日
効力発生日	平成19年6月28日

2. 剰余金の処分

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、剰余金の処分について決議いたしました。

①剰余金処分の目的

過去に発生しました累積損失を一掃するため。

②剰余金処分の内容

資本金および資本準備金の減少に伴い、その他資本剰余金が増加しますが、その他資本剰余金6,726,384,065円を減少させ、その他利益剰余金は、当該減少額に対応する額を増加させ、同額分の欠損を解消する。

3. 第三者割当による優先株の発行

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および種類株主総会において、第三者割当による優先株式の発行について決議いたしました。

優先株式の内容

①発行株式の種類・名称	日本橋梁株式会社第三回優先株式
②発行新株式数	10,000株
③発行価額	1株につき50,000円
④発行価額の総額	500,000,000円
⑤資本金組入額	1株につき25,000円
⑥資本金組入額の総額	250,000,000円
⑦資本準備金組入額	1株につき25,000円
⑧資本準備金組入額の総額	250,000,000円
⑨払込期日	平成19年6月29日
⑩配当起算日	平成19年6月1日
⑪割当先及び株式数	ジャパン・リカバリー・ファンドⅢ 10,000株
⑫資金の使途	運転資金に充当

以上の結果、平成19年6月29日付で発行済株式総数は普通株式17,389,850株、第一回優先株式5,000,000株、第二回優先株式12,312,500株、第三回優先株式10,000株、資本金1,000,000,000円、資本準備金453,957,799円、その他資本剰余金0円、その他利益剰余金0円となります。

4. ストックオプションの付与

I. 当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

①取締役及び監査役に対し、新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大に対する意欲や意識を高めること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

②新株予約権発行の要領

(1)新株予約権発行の割当を受ける者

当社の社外取締役を除く取締役5名及び社外監査役を除く監査役1名

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式10,000株を、各連結会計年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の割合

また、上記の他、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

③新株予約権の数

200個を各連結会計年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は50株とする。ただし、②に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

④新株予約権発行と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

⑥新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社普通株式の株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑨その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

II. 当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社の関係会社の取締役、当社及び当社の関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

①特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役ならびに当社及び当社の関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

②新株予約権発行の要領

(1)新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役ならびに当社及び当社関係会社の従業員

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の割合

③新株予約権の数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は50株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

④新株予約権発行と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

⑥新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。

⑦新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社関係会社の取締役または当社もしくは当社関係会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または当社もしくは当社関連会社の従業員を定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2)その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権者の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2)新株予約権者の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩その他の新株予約権の行使条件

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第140期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第12号及び第19号(固定資産の減損損失の計上)の規定に基づき提出 | 平成19年4月27日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第12号及び第19号(資本金および資本準備金の減少並びに剰余金の処分)の規定に基づき提出 | 平成19年5月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第2号(第三者割当増資による優先株式の発行)の規定に基づき提出 | 平成19年5月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の
訂正報告書 | (4)の臨時報告書の訂正報告書 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 有価証券報告書の
訂正報告書 | (1)の有価証券報告書の訂正報告書 | 平成19年8月21日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第12号及び第19号(固定資産の譲渡)の規定に基づき提出 | 平成19年9月20日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第12号及び第19号(過去勤務債務処理額の計上)の規定に基づき提出 | 平成19年11月26日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

日本橋梁株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本橋梁株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本橋梁株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、前連結会計年度に10億2千5百万円の経常損失を計上し、当中間連結会計期間においても、13億6千6百万円の経常損失となったことに加え、減損損失52億1千2百万円、独占禁止法違反に係る損失5億8千1百万円および事業再生費用2億3百万円等を特別損失として計上したため、当中間連結会計期間において中間純損失は73億1千3百万円となり、その結果61億2千1百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1に記載のとおり、平成18年10月5日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議が開催され、会社は、全対象債権者から「事業再生計画同意書」の提出を受けた。これにより、金融支援が、全対象債権者において合意された。また、平成18年11月22日開催の臨時株主総会において第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、株式併合及び単元株式数の変更並びに定款の一部変更が承認可決された。
3. 重要な後発事象2に記載のとおり、会社は独占禁止法違反容疑で起訴されていたが、平成18年11月10日に東京高等裁判所において罰金刑の判決を受け、平成18年11月15日開催の臨時取締役会において控訴しないことを決議した。
4. 重要な後発事象3に記載のとおり、会社は従業員の希望退職を募集した結果、合計55名の応募があり、55名全員について応募を受理した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

日本橋梁株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本橋梁株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本橋梁株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前々連結会計年度から2期連続の大幅な経常損失を計上し、これに対し、当中間連結会計期間においては、6千4百万円の経常利益を計上しているが、利益水準は依然として十分とは言えず、当連結会計年度の経常利益は、平成18年10月5日策定の「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る見込みとなっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

日本橋梁株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本橋梁株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本橋梁株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、前事業年度に6億2千8百万円の経常損失を計上し、当中間会計期間においても13億6千9百万円の経常損失となったことに加え、減損損失52億1千2百万円、独占禁止法違反に係る損失5億8千1百万円および事業再生費用2億3百万円等を特別損失として計上したため、当中間会計期間の中間純損失は73億1千4百万円となり、その結果61億8千6百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1に記載のとおり、平成18年10月5日に「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議が開催され、会社は、全対象債権者から「事業再生計画同意書」の提出を受けた。これにより、金融支援が、全対象債権者において合意された。また、平成18年11月22日開催の臨時株主総会において第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、株式併合及び単元株式数の変更並びに定款の一部変更が承認可決された。
3. 重要な後発事象2に記載のとおり、会社は独占禁止法違反容疑で起訴されていたが、平成18年11月10日に東京高等裁判所において罰金刑の判決を受け、平成18年11月15日開催の臨時取締役会において控訴しないことを決議した。
4. 重要な後発事象3に記載のとおり、会社は従業員の希望退職を募集した結果、合計55名の応募があり、55名全員について応募を受理した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

日本橋梁株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本橋梁株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第141期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本橋梁株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前題に関する注記に記載のとおり、会社は前々事業年度から2期連続の大幅な経常損失を計上し、これに対し、当中間会計期間においては、7千万円の経常利益を計上しているが、利益水準は依然として十分とは言えず、当事業年度の経常利益は、平成18年10月5日策定の「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る見込みとなっている。当該状況により、継続企業の前題に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。